

農民諸階層と農地移動

— 瀬戸内水田集落と関東畑作集落 —

石 黒 重 明
川 口 諦

一、序 説

(一)、はじめに——問題の視点——

以下の報告は、農地移動の実態とその方向とを、大量的にではなく、二集落の実態調査をとおして理解しようとしたものである。

その趣旨のもとにわれわれは、岡山県と茨城県の二県においてそれぞれ一農業集落ずつを対象として調査を行なった。西日本と東日本、水田作と畑作という対比がこの調査地の選定にあたって一応想定されはしたけれども、それぞれの集落が代表性を持つと予想するのは無理であった。調査を終えて見てもそれ

ぞれの調査地での結果はそれぞれの集落の特殊性と関連して一般化しえない。しかし、にも拘らず一応の両調査地の位置づけをとらえたようにも思うし、両調査地の間に示された差異とその根拠のうちには、一般化しうるような理解も若干可能であるように思う。

調査に際しては、農地局がかつて行なった農地動態調査の諸資料を利用して頂いたほか、県および町の農地・農政・統計関係部課の一方ならぬ協力を賜わった。(なお本稿は一、三を石黒重明、二を川口諦が執筆した。)

農地移動の実態と動向、農民諸階層との関連をとらえようとするときにその背後に通例おかれる問題意識は、概ね次のような「農地の流動化」を期待する立場からのものと思われる。

農業基本法制定の前段としての基本問題調査会の答申は、種々の批判がありうるとしても、日本経済全体の動向との関連のうちには農業を位置づけてその展望をとらえた点で、積極的な意義を持っている。ここでは、所得政策・生産政策・構造政策が主要なる三本の柱とされるが、その場合、経営構造の改善が生産性を高め所得格差解消への方向をとることが期待されるといふ脈絡が含まれている。そして全体的な考察の前提として、日本経済の成長率の高さに基づく農業人口の他産業への吸収が置

かれているのだから、長期的には農業構造は改善への方向をとるであろうと期待されていることになろう。このように遠視的に農業の方向を見通したときに、それはその後の動向を見ても大きく誤ってはいないといえよう。事実、農村人口の他産業への流動性は予想した以上に激しいものになっているし、農家構成も零細農の激しい流出を条件に相対的上層の拡大の姿をとっている。がしかし、農業所得の相対値の推移は必ずしも期待した伸長を見せず、農業部門の比較生産性の上昇も順調ではない、とすれば農家構成の動態もまた、傾向的に改善の方向をとるとはいえ、その程度はまだ微弱だといわざるをえない。概ね以上のように了解するときに、外部条件の作用に相応じ、農業構造の改善、生産性の高い農家層への主要生産手段たる農地の移動が、現状以上に要請されることになろう。従って、農地の流動化を現在の水準に止めているものは何か、が強く問題として浮び上って来ることとなる。

一応以上のような問題意識が設問の基礎にあると考えたときに、その問題意識を成立させている根拠・推論の前提をここに簡単に整理して要約しておく方がよいであろう。この問題意識の底には、農地の流動性が高まるならば、主要生産手段としての土地は生産性の低い兼業農家から生産性の高い専業農家へと移動するであろう、という推測が前提としておかれている。こ

の推測を成り立たせているロジックは、簡略化していえば、生産性の高い農家はその高い収益性に基ついて更にそれを高めるために規模拡大をめざして土地の需要者としてあらわれ、他方で生産性の低い農家は農外収入に傾斜して農業労働部分を縮小し従って相対的に土地余剰を生じて土地の供給者としてあらわれるであろうから、経済合理性が貫くかぎりでは農地流動化は規模別農家構成の上層優位化に連なるであろうし、その条件も現状では与えられているから、そこに所期の流動化があらわれないとすれば、何等かの経済外的なもの作用があるであろう、というようなことであろう。

われわれは以下の検討にあたってこのような常識的な考え方が、どの程度に妥当であり、どのような点で再検討を要するかに配慮した心算である。

(二) 調査結果の概略と論点

われわれの調査結果は以下の二、三に示されているが、ここでは両地域の調査結果を対比して示された状況と論点を要約して示して、更に若干の考察を加えておきたい。

1 両調査地の共通点と差異

対象とした両地域は共に県庁所在地から鉄道で約三〇分、バスで約四五分程で町の中心部に至るといふ点、町の中心部から

徒歩で約一〇分程の距離に対象部落があり、共に古い農業集落である点、一方では日立から水戸にかけての工業地帯、他方では倉敷・岡山等の工業地帯が近年展開してそれぞれ一応の通勤可能圏内にある点など、共通している。

従って、昭和三〇年代以降のわが国の高度成長経済のおよぼす具体的な影響は、両地域共に可成り類似のものがあつたと概括的にいうことが出来るよう。

両地域について対比的なのはその耕地構成、従って農業生産構成の差異である。岡山県の調査地は古くから県内有数の水田地帯を含み、特に調査部落はほぼ完全な水田部落であり、農業経営は水稲作専業経営といつてよい。それに対して茨城県の調査地は畑地比率が高く、特に調査部落では水田は三分の一に満たない。畑地はその四分の一が戦時戦後の山間開墾畑で、生産性は一樣でないが概して低く、果樹作を望んで効果が上らず可成り荒廢している。旧来の熟畑は以前は甘藷・麦を専ら作付けていたが、現在では蔬菜類が増加している。しかし統一された経営方式をとるには至っていない。

後段に見るようにこのような農業生産の内容の差異は、農地移動における差異を生み出す一つの要素として捉えうると思われる。

いま一つの差異は農地改革前の貸付地所有者のあり方について

▲ノート▼ 農民階層と農地移動——瀬戸内水田集落と関東畑作集落——

て見られる。この点も後に触れるが、両地域共に大地主はなく、在村中小地主がそれぞれ若干の貸付けを行なつていた点、従つて農地改革に際しても在村地主の保有地が相対的に多く残された点などは共通している（茨城の調査地については貸付地を持ち、他方で借入れた小作地のある農家が多い点は特異であつたが、ここでは触れない）。ここで両地域の差異として指摘したいのは、岡山の対象部落では旧貸付層が教員を主とする安定的な農外の職業に従事することが戦前から一般化していることとであり、茨城の対象部落では農業専業の自作地主というあり方が一般的であつた、という点の差異である。この点もまた農地移動の性格差をもたらす一つの主要因であるように思われた。

2 農地移動の性格差

以上に見たような共通点と差異とを持つ両調査地において、その農地の移動の状況は可成り異なつてゐる。二の岡山県の調査地における水田の移動の年次別推移と三の茨城県における農地移動の年次別推移とを対比して見ると、若干の共通点と大きな差異とが浮び上つて来る。次の如くである。

共通な点を先ず指摘するならば、戦後二三年間でやはり農地改革による所有の変動が最も大きな量を占めてゐること、更にその後も貸借関係の縮小が継続してゐること、その中で土地取上げによる比重を無視しえないこと等であつて、殆んど事新

しくいうまでもない一般的な状況というべきであろう。

ところで岡山県の調査地の場合には、農地改革とそれに続く小作関係の整理の方向に重ねて自作地の売買が可成り大きな比重を持って現われて来るし、小作地の縮小も土地取上げから小作地売却への重点の移行がうかがわれて来る。つまり農民相互の貨幣を媒介とする農地の移動の比重が高まって来る状況が明瞭に示されるわけである。そして更に最近に至って事実上の貸借関係の設定さえもが可成りの規模で進行しはじめている。

これに対して茨城県の調査地では、農地改革とそれに続く小作関係の整理過程が、改革後の土地取上げを基調として若干統いて下火になった後は、自作地売買も新規の貸借も極めて僅かな量のものでしかなくなつて来ている。つまり此処では農地移動の全くの停滞が示されている。

このような農地移動の性格差から、後段のわれわれの検討は両地域について若干異なつた論点に向うこととなつた。岡山県の調査地については、このような昭和三〇年以降に相対的に動きを増した自作地売買の形などでの農地移動がどのような階層に受けとめられ、またどのような階層からの供給によつて成り立っているか、そこにはどのような展望が芽生えているか、が検討の主内容となつたといえる。他方で、茨城県の調査地については、このような農地移動の停滞が一見最近の農家労働力の

流出と矛盾する点から、農家人口の動態の確認を経由して、農地移動を停滞させている事情を探ることを検討の主内容とすることになつた。

3 農地流動化を支えるもの

農地移動の多い岡山県の調査地では、農家を縮小、不変、拡大に分けてとらえることが出来る。それぞれ一五、一五、五戸である。詳細は本論について見られたいが、そのうちの縮小農家は、最近に経営規模を激減している九戸の旧地主階層の農家に集中的に表現され、拡大農家は旧地主・旧小作各一の二戸の昭和三〇年以降それぞれ一町歩以上の所有・経営を増加している農家に集中的に表現されている。この拡大の二戸が専業農家であり、縮小の九戸は兼業農家あるいはその終末形態としての隠居農家であるという意味では、ここでの農地移動は最近の農村労働力の流出・兼業化に担われていることを示すようにも見える。しかし、ここでの兼業化は当然更に広汎である。経営不変農家もまた多く兼業農家である。そして概括的にいうならば同じ兼業であつても大企業、官公庁勤務の場合には縮小の姿をとつてあらわれ、中小企業等への兼業の場合には経営は不変のままであるといえる。また、前者の縮小農家の兼業歴は昭和十五年以降継続しているものが多く、最近の高度成長の影響による兼業化・昭和三五年以降の兼業化農家は不変農家として在ると

いえる。とするならばここでの農地移動を一方で支えている農地の供給者は、農業から農業外に生活の基盤を移した兼業者ではあるけれども、特に最近の激しい兼業化の結果としてのそれではなく、むしろより以前からの戦前からの農外への傾斜を持ち教育の水準もまたそれを予想して与えられていた層だといえよう。最近の兼業化はまだ経営を動かすには至っていない。

このような土地供給の存在を前提にして一方では経営拡大農家が立ちあらわれている。その代表的な表現としてとらえられた二戸について見るならば、経営装備等の客体的条件を整備しているだけでなく、また経営主自身の技術水準も高く、経営的判断の合理性と実行力を持つという意味での主体的条件をも備えて、着々と経営規模を拡大して行く姿が明瞭に見られる。

つまり、岡山県の調査地では農地流動化を支える両当事者、農地の供給者と農地の需要者とがそれぞれ一定の傾向を持つグループとして形成され、立ちあらわれている。そしてこの両層を結び関係が、自作地売買を主とする時期から耕作権の移動、請負耕作の形での移動を主とする時期へと現在移行しつつあるかに見える。この点に関して調査地で具体的にあらわれている三つの形態、Ⅱ個別経営の自作地購入拡大、個別経営の請負拡大、農協の請負耕作の三者の間には若干の矛盾を含んだ関連がある。この点の考察はまた新たな問題となるので本稿では状況

の確認に止どめた。

4 農地移動停滞の構造

以上に見たように岡山県の調査地での追求は農地流動化を支える二つの主体の性格を浮彫りにしてとらえることが出来、更にそこにあられる新しい論点として請負耕作の問題に触れることが出来た。ところで逆に茨城県の調査地では農地の非流動性が強く示されている。それはどのような構造に支えられているのか。

農地移動の少なさは一方では農地の供給の欠如による。最近時の農業農村労働力の農外への流出はここでは量的に少ないのかといえそうではない。対象部落の農家人口の動態を追跡して見ると、一貫して農業労働人口の減少が見られ、それは一つには昭和三五年以後の補充皆無により、一つには兼業化・転出での減少によってもたらされている。そして新規労働力はすべて農外に就職して兼業者となりあるいは転出している。

このような労働力の流出が農地流動化に結びつかないのは何故かを、個別経営の現在の労働力構成から検討すれば、労働力の流出あるいは他産業就職の見られた多くの農家ではそれにもかかわらずなお農業基幹労働力が確保されている状況が見られた。つまりこの場合最近の労働力の農外流出は経営縮小の作用を直ちには果たすものでないといえる。兼業のいま一つの側

面である人夫日雇兼業の増加もまたここでは見られるのだが、日雇兼業に出る層はむしろ農地不足を思わせる規模の小さいもの（ここでは水田規模）に多い。

従ってここでの農地移動の少なさは、一つには労働力の流出にも拘わらず相対的な土地過剩を示す農家層が形成されていないという事情、すなわち農地供給者層の欠如によって支えられている。この点を岡山の場合と対比するならば、岡山の場合でも農地供給者層を構成するのは最近の労働力の非農業化によって形成された兼業農家群ではなくて、戦前からの農外就業に傾斜した旧貸付農家層であり、最近時の兼業化農家は農地保有については固定的で、むしろ農地への需要者としてもあらわれたいる状況が、茨城の場合の上記の結果と一致する。

ところで、農地流動化を支えるいま一方の当事者としての農地の需要者の点でも、茨城の調査地は岡山の調査地とは異なっている。茨城の調査地では水田に乏しい地区であることもあって、水田に対する需要は農家の階層類型の差なしに一般に極めて強い。従って需要一般は極めて強く存在するわけであるが、これは逆に一般に供給を生み出さない条件ともなっている。この点は岡山の場合でも中間的な農家層について見られる状況だといえよう。しかし岡山の調査地では、それらの一般的な需要と競争しつつ自己経営を拡大して行く生産力水準の高い専業

農家層が、前記の二戸に代表されて存在した。茨城の調査地では、そのような経営の生産力に支えられて一般的な農地需要にも拘わらず、その中で自己を貫徹して行くような強い需要者が立ちあらわれていない。つまり、農地需要を自ら具体化して行くような層が、ここでは欠けているということが、ここでの農地の非流動性をもたらすいま一つの要因だといえよう。付け加えていうならば、このような畑地率の高い大都市近県の地域での経営の展開は、技術水準の高度化、施設の完備および増加、あるいは流通手段・ルートの合理化等の方向に向い、農地そのものの規模を拡大しようという方向はまだとらないということも、農地に対する強力な需要を生み出さない理由となっていると思われる。

要約していうならば、農地の供給者層もまだ形成されず、また農地に対する一般的な需要にも拘わらず、経営の生産力の高さを基礎として、需要者として立ちあらわれるようないわば有効需要者層も形成されていない、ということでの農家のあり方が、ここでの農地の非流動性を生み出している。このような状況は岡山の場合でも中間農家層に限って見れば同様であろう。

5 むすび

以上の検討を通して、本稿のはじめの設問をふり返って見れば若干の指摘が可能であろう。

第一は、農業農村労働力の流出と農地供給者層の形成についての従来の常識的推論の正しさと誤りである。なるほど岡山の場合に見られたように、農地供給者層は兼業・農外就業に強く傾斜した農家群によって形成されている。その限りではこの推論は正しい。しかし、その農外への傾斜は最近の高度経済成長によってもたらされたものではなくて、より以前からのそれであった。最近時の労働力の流出はまだ農地の供給者層を生み出してはいない。それは当然いましばらくの時間を経過すれば農地の供給をもたらさであろうが、いまの時点ではまだ具体化されていない。このようなタイムラグについての具体的な判断では常識的な推論は誤っている。従って労働力の急激な流出からいまの時点での激しい農地流動化を期待するのは些か尚早であると思われる。

第二に、農地流動化の受けとめ手である取得主体についてである。この点について、一方で農地供給に対して、他方に経営構造の高度化を実現する農家層をその需要者と想定する常識的な推論は、岡山の例で見える限りで誤っていない。しかし、そこには二つの点で問題が含まれている。その一つは茨城で典型的に一般化して見られ岡山で中間農家層に見られた農地、特に水田に対する一般的な需要の存在である。それは経営的な発展の支えとしてもさることながら、安定兼業農家の副業的所得部

門としても需要される。それを支えるのは水稻栽培過程における省力技術の展開である。このような需要の存在は農地流動化が、場合によっては兼業安定小経営群の広汎な形成と固定化に結果する可能性をはらんでいる。従ってより強力な生産性の高い農業経営体の育成が、今後に予想される農地流動化を経営構造の一般的高度化に結果させるためには極めて重要であるということを、常識ではあるけれども改めて強調したい。

いま一つの点もこれに関係するが、現在各地で進行しつつある請負耕作と個別経営についてである。請負耕作は事実上の大規模経営形態の形成に向っての一つの農地流動化の形態として、高く評価されることが多いようである。しかし、岡山の調査地では請負耕作と個別経営の展開とは必ずしも適合的な関係を確立していない。その場合請負耕作を主導する農協の側でも、適合的な形態を作り上げるために熱心に努力を続けている。しかし問題は実は、当事者の誠意と努力如何に拘わらず経営的展開と請負耕作といわれる事実上の小作関係との間にひそむ矛盾にあるのではないか。岡山の調査地での経営拡大農家の示した考え方はその点を衝いている。すなわち耕作権の不安定な高い小作料水準での請負いは、経営に不安定要因を導入するものだから、自分は自作地買入れによる拡大の努力を続けたい、と。つまりここでは農地流動化の受け手として立ちあらわれる経営

層の経営者としての主体性・合理性があらわれている。とするならば、農地流動化を生み出すための諸条件の設定にあたって、この経営者としての主体性合理性を無視した方策がもしとられるならば、それは期待される受けとめ手をかえって圧迫し、展開の芽をつむ結果を生むおそれが多いと思われる。

二、水田集落の場合——岡山県——

(一)、むらの概況

調査対象に選ばれたM部落は、岡山市近郊の水田地帯、K川によってうろおされる広大な日平野にある。バスを利用すれば一時間足らずで市内にゆくことができるから、まずまず、岡山市への通勤圏内にあるといえよう。

M部落は旧K村の地区内にある。旧K村は、昭和二十七年以降、周辺八ヶ町村と合併して人口二万に近いA町となったが、M部落をとりまく社会・経済的環境を統計的に概観するには、旧K村の資料による方が適切であろう。

旧K村は、人口二千五百、総就業人口中にしめる農業就業人口七〇・一%（昭和二五年現在）という純農村であった。昭和二五〜四〇年の農林業センサスによってその農業を概観すれば、第二・一表のごとく経営耕地面積中にしめる水田経営面積九三%という典型的な水田地帯である。食糧供出の時代には県下で

第2・1表 土地利用
——旧K村——

	昭 25	昭 35	昭 40
農 家 戸 数 (A)	406戸	406戸	382戸
経 営 耕 地 総 面 積 (B)	317ha	305ha	291ha
田 地 総 面 積 (C)	294	283	272
一 毛 作 (D)	45	75	179
二 毛 作 (D)	249	208	93
畑 園 地 総 面 積	23	22	16
樹 園 地 総 面 積	-	1	1
1戸当り経営耕地面積 (B)/(A)	78 a	75 a	76 a
水 田 率 (C)/(B)	92.7%	92.9%	93.4%
二 毛 作 田 率 (D)/(C)	84.7	73.5	34.2

資料：各年次農林業センサス。

外部社会のいわゆる高度経済成長の影響を看取できる。第二・二表にみられるように、農家戸数は昭和三五年から減少に転じて、以降の五年間に六%の減少率を記録した。兼業農家率も近年、著しい上昇を示している。兼業種類別の状況は、恒常的職員勤務の兼業農家が最も多いが、最近、恒常的賃労働兼業農家の増加が目立ち、かつ、これと並行して人夫・日雇兼業の農家

最高水準の割当てをうけていたというから、土地条件に比較的健康な恵まれていて、といえよう。一戸当り経営耕地面積は七反余。これを年次のな推移でみるならば、昨今の

第2・2表 専業別・兼業種類別・農家数
—旧K村— (単位 戸)

		昭 25	昭 35	昭 40
農 家 総 数 (A)	専 業 農 家 (B)	406	406	382
	兼 業 農 家 (B)	244	161	64
第一種兼業	職 員 勞 働 者 兼 業 者 (B)	115	107	172
	職 員 勞 働 者 兼 業 者 (B)		44	55
第二種兼業	職 員 勞 働 者 兼 業 者 (B)		19	58
	職 員 勞 働 者 兼 業 者 (B)		1	0
兼業比率{(A)-(B)}/(A)	職 員 勞 働 者 兼 業 者 (B)		19	46
	職 員 勞 働 者 兼 業 者 (B)	47	24	13
兼業比率{(A)-(B)}/(A)	職 員 勞 働 者 兼 業 者 (B)		138	146
	職 員 勞 働 者 兼 業 者 (B)		57	60
兼業比率{(A)-(B)}/(A)	職 員 勞 働 者 兼 業 者 (B)		19	35
	職 員 勞 働 者 兼 業 者 (B)		-	0
兼業比率{(A)-(B)}/(A)	職 員 勞 働 者 兼 業 者 (B)		10	9
	職 員 勞 働 者 兼 業 者 (B)		52	42
兼業比率{(A)-(B)}/(A)		39.9%	60.3%	83.2%

資料：各年次農林業センサス

も急増している。殊にこの後者は、農家の新規卒業者のみならず、これまで農業労働の基礎となっていた中高年令層までが、農作業のあい間に、あるいは農作業の一部を放棄して兼業に流れ出ている有様を示すものとして、注目しなくてはならない。第二・三表において、農業だけに従事する男女が、この五年間に二二二人(三〇%)も減って、農業を主とする兼業従事者が同期間に二〇〇人(二・四倍)も増加しているのは、前記の事実を裏書きするものとみてよいであろう。臨時的な短期雇用の

第2・3表 農家人口とその就業状況 —旧K村—

		昭 35	昭 40	増減数	(B)/(A)	男女割合	
		(A)	(B)			昭 35	昭 40
		人	人			%	%
農 家 総 人 数	男	978	858	-120	87.6	47.8	47.4
	女	1,067	951	-116	89.2	52.2	52.6
15 歳 以 下 の 総 人 数	男	295	208	-87	70.5	49.5	48.9
	女	302	218	-84	72.3	50.5	51.1
16 歳 以 上 の 総 人 数	男	683	650	-33	95.1	47.2	47.0
	女	765	733	-32	96.0	52.8	53.0
う ち 農 業 だ け に 従 事	男	327	232	-95	71.0	44.6	45.3
	女	407	280	-127	68.8	55.4	54.7
兼 業 従 事 者 総 数		332	532	+200	160.0		
う ち	農 業 主 , 兼 業 従 事 者	37	88	+51	238.0		
	兼 業 主 , 農 業 従 事 者	204	408	+204	200.0		
	兼 業 だ け に 従 事 者	91	36	-55	39.6		

資料：各年次農林業センサス。

肉体労働をいとわなければ、日給の比較的良好い人夫・日雇兼業の機会には中高年令層にも少なくないのである。

第二・一表に示されていた水田二毛作率の八五%から三四%への急落や、畑面積の二三町から一六町への減少は、いずれも前にみたような農業労働力の量質両面の低下の反映にほかならない。これを農家の経営規模別戸数分布の動向からみるならば、第二・四表のごとく二四戸（六・九%）の農業離脱をはじめとして、停滞というより、むしろ、全階層にわたる崩落現象ともみえる状況である。散発的に見聞できる少数農家の経営上昇の動きも、統計的にみる限り、力強い社会層としてはあらわれないのである。

第2・4表 経営耕地規模別農家数
—旧K村— (単位・戸)

	昭 25	昭 35	昭 40
総 数	406	406	382
~3反	59	75	62
3~5	66	59	59
5~7	148	57	58
7反~1町		90	83
1~1.5	117	110	104
1.5~2	15	14	14
2~2.5	1	1	2
2.5~3			

資料：各年次農林業センサス。

きわめて簡単なだが、以上で調査部落をめぐる社会的・経済的環境の概観をすませ、早速、調査部落自体に目を移し

てゆくことにしよう。

(二) 農地移動の状況

まずはじめに、調査対象たるM部落の農地移動をめぐってまとめられる際立った動きを大掴みにとらえておくことにしよう。

第一は、ごく最近になって始まった農家戸数減少の動きである。昭和二〇年の農地改革当時三五戸であった農家数は、以後、昭和三〇年に分家一戸を加えたほかは増減なく昭和三八年まで推移した。ところが昭和四〇年の農業センサスでは三戸を減じて三三戸となり、昭和四二年春の調査時現在ではさらに四戸を減じて二九戸となった（これはいずれも経営反別が五畝未満になったという意味での統計の定義上の農業離脱であって、必ずしも、「家」が社会的に存在しなくなったということの意味しているわけではない）。かくて、これら離脱農家の所有ないし経営していた耕地の動向が注目される。その多くは請負耕作に委託出しされており、特別な事情がないかぎり、耕地の所有権までは手離されていない。

第二は少数の、特に二戸の際立った経営拡大指向の農家の出現である。資本の大量投下なくんぞ機械装備の充実による経営の合理化が、これら先進的農家の関心事であることはいうまでもない。多数農家の耕作離脱と、そこから手離された農地の

集積による少数農家の経営拡大という階層分解の図式が、いまや画かれはじめようとしているかにも見える。つまりここに、小土地所有と大規模経営とをうまく結びつけることができるかどうかという課題が、あらわになってきたのである。

第三に注目されるのは、農協が手掛けるはじめた請負耕作の事業である。耕作離脱の姿勢に傾きはじめて多数の農家にとって、農地所有権に不安を感じさせないこの農協の請負耕作は大きな魅力である。反面、離脱農家の手離した土地の集積を狙っていた少数の拡大指向の農家からは、農協のこの企画は個別農家の拡大を邪魔するものとして非難されている。構造改善事業で大機械装備をかかえこんだ農協は、この二つの農家層の要求の間に立って回答を模索しているかにも見える。

以上、三つに総括した大筋に沿って、以下、調査部落の分析を進めてゆくことにしよう。

なお、この付近はもとが水田地帯であるうえに、最近の外部の雇用機会の増大と農業労働力の不足とで畑の経済的価値は相対的に著しく低下した。よって差し当たり、焦点を水田の移動に集中して検討してゆくことにする。

1 過去二二年間の農地移動の概括

第二・五表は、調査対象たるM部落三六戸の、農地改革直前から現在までの水田の所有ないし経営の移動状況の総括である。

▲ノート▼

農民階層と農地移動——瀬戸内水田集落と関東畑作集落——

ほぼ四年毎に集計して年次の傾向を示してある。詳細は表によって吟味していただきたいが、差し当たり、以下四点の特徴を指摘しておく。すなわち

(1) 第二・五表（および後掲第二・一図）の示すように、この部落には改革前において在村小地主が多かった。したがって改革後にも多くの小地主保有の小作地が残され、自作農家もまた少なからず残されることになった。

さて、表によって昭和二〇―二五年間の、つまり農地改革の過程での水田移動の方向をみると、関係貸付水田五八・九反のうちの一・八反（三四％）を地主が取上げている。同じことの別の側面だが、関係小作水田三一・一反のうちの一・三反（三六％）を小作人は地主に返還している。農地改革の際、在村小地主たちの小作地取上げに対して、小作人側の耕作権擁護の力が弱かったことを物語るものといえよう。

(2) 同様の水田貸借権の移動は、引続き昭和二六年以降もおこなわれて、昭和三八年ごろから漸く衰微する。これは農地改革に際して保有を認められた貸付地の、地主側からの要請による清算の過程にほかならない。注目されるのはその年次別の推移である。昭和二六―二九年間では、貸付水田の取上げ面積が解放面積を大巾に上廻っていたのに、昭和三〇―三三年間では取上げ面積と解放面積とが相い半ばし、昭和三四―三八年間

第2・5表 田の移動状況・年次別推移

(単位 畝)

		農地改革 昭20~25	26~29	30~33	34~37	38~41
地主的 移動理由	u 自作地→貸付	66	-	15	-	(244)
	v 貸付地→取上げ	198	82	97	86	-
	w 貸付地→解放	391	13	96	115	22
	x 貸付地→譲渡	-	-	6	11	-
	y 自作地→売却	-	24	-	72	73
	z 自作地→譲渡	-	-	29	-	-
	t 財産税物納	33	-	-	-	-
小作人の 移動理由	a 借入れ→小作地	63	-	-	-	(70)
	b 小作地→返却	113	94	56	22	9
	c 小作地→買収	198	-	43	13	-
	d 小作地→譲受け	-	3	-	26	-
	e 買入れ→自作地	18	48	69	27	101
	f 譲受け→自作地	-	7	29	-	-
	m 交換による増減	-	+1 -1	-	+4	-
	n 自作地→宅地・道路	2	2	3	-	6
合 計	1,082	275	429	363	211 (314)	

注 1 M部落36戸の集計。

2 ()内の数字は請負耕作。

3 アルファベットは、水田移動理由別の記号である。アルファベットの頭部 a, b, c, d 記号には小作人側の移動理由をあてはめ、アルファベットの尾部 u, v, w, x … 記号には地主側の移動理由をあてはめて、一見してその移動理由を判別できるようにした。

ではこれが逆転して解放面積が取上げ面積を上廻るにいたった。当然ながら、その反面としての小作水田の返還ないし買収の年次別推移もほぼ同様の事実を示している。農地改革当時よりもむしろ昭和三〇年以降の一定の状況のもとで「思想が悪化した」(ある地主の表現)のである。つまり、旧地主の社会的勢力の後退と、これに対応した小作人側の耕作権擁護の動きが、この頃からあらわれたのであろう。

(3) 賃貸借権の移動が納まるのと交替するかのよう昭和三四年以降自作水田の売買が目立ってくる。買入れによる自作化は年次的な一定の傾向を示すとはいいいくいが、自作地の売却は昭和三四年以降に増勢がみとめられて、新しい事態があらわれてきたことを思わせる。

(4) さらに昭和三八年以降になる

と請負耕作が一般化しはじめる。表中のカッコ内の数字は事実上の小作関係にも等しい全面請負耕作の面積である。この期間に全面請負いに委託出された水田面積は二四・四反。この移動の規模は、表にみられるように農地改革以来の大きさだといえる。調査対象農家の総経営耕地は約二一町歩だから、その一二％弱がこの四年間に全面請負にゆだねられたわけである。これ以外に、部分的な作業請負いが広く行なわれていることも看過してはならない。

以上、第二・五表によってみとめられたこの部落の、過去二二年間の水田移動の四つの特徴のうち、その(1)と(2)は、農地改革当時の地主小作関係のいわば清算過程であり、したがって反面、この間の水田移動の様式は多かれ少なかれ当時の地主小作関係に規制された。よってまず、農地改革時点での地主・小作別の階層視角から、以降二二年間の水田移動の形式をあとづけてみることにしよう。

ついで指摘された水田移動の特徴の(3)と(4)は、ごく最近の日本における高度経済成長による農村労働力の大量流出に深く関係しているものと思われる。したがって第二には、調査農家の兼業状況と水田移動様式との関連に注目しなくてはならないであらう。

他方、このような労働力の大量流出を可能ならしめたいま一

つの条件として、水田稲作技術の最近における急速な進歩がある。注目すべき第三点として、この問題の検討も逸すべきではないであらう。

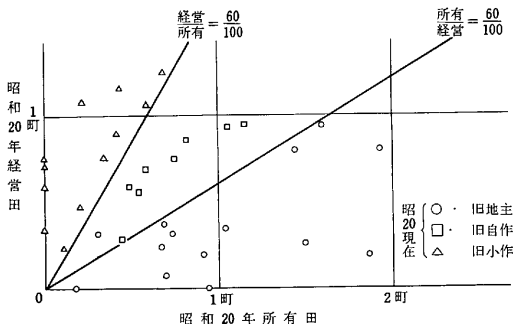
差し当たりこの三つの視点から、以下、この部落の農地移動の分析を進めていくことにしたいと思う。

2 旧地主小作別にみた水田移動

まず第二・一図をみられたい。これは農地改革直前における調査農家全戸の所有水田規模と経営水田規模との相関図である。以下の行論においては、経営水田面積が所有水田面積の六〇％にみえないもの、および、所有水田面積が経営水田面積の六〇％にみえないものを区分して、それぞれ前者を旧地主階層、後者を旧小作階層と名付ける。その中間が旧自作層である。図中において、○印(旧地主階層一五戸)、□印(旧自作階層九戸)、△印(旧小作階層一二戸)の記号で示してあるのがそれである(ただし、自作階層の座標域にありながら○印で示してある一戸は、地主からのごく最近の新分家で、その農地移動形式が地主層と異ならないと思われたので地主階層に加えたものである)。ついで第二・六表をみられたい。これは旧地主階層農家一五戸の農地移動一覧表である。さきの第二・五表と同じく、所有および経営水田面積の変化を四年区分にまとめて示してある。なお、アルファベットは水田移動の理由別を示す記号である。

第2・1図 農地改革直前における水田所有・経営規模の相関

	経営水田面積		所有水田面積	
	最高	平均	最高	平均
農地改革前	反 12.3	反 5.8	反 26.3	反 7.3
昭 42	16.8	5.6	16.8	6.2



▲ノート▼

農民諸階層と農地移動——瀬戸内水田集落と関東畑作集落——

一九六

前掲二・五表の備考欄に説明されているように、アルファベットの頭部 a b c d e . 記号には小作人側の移動理由別をあてはめ、アルファベットの尾部 u v w x y z 記号には地主側の移動理由別をあてはめて、一見してその移動が小作人的理由によるものであるか、あるいは地主的のそれであるか、が判別できるようにした。以下、第二・七、二・八表も同様である。

さて、第二・六表からいくつかの特徴を指摘することができ

る。

(1) 一五戸のうち、過去二二年間に所有水田面積を増加したものは一戸、殆んど、もしくは全く増減のなかったもの三戸、残る一戸はすべて所有水田面積を減少させた。ことに所有水田面積一町歩以上の上層地主七戸の減少の程度が顕著である。ところが、(2) 経営水田面積の推移はむしろこれと反対の傾向を示している。農地改革直前から昭和三八年までに経営水田面積を減少させたものは僅かに二戸、増減のなかったもの一戸で、残る一二戸は一貫して経営水田面積を増加させた。これは、アルファベット記号で示された増減理由にみえるように、かつての地主階層の、農地改革以降さいきんにいたるまでの、貸付水田の一部解放・一部取上げによる清算の過程を物語るものといえてよい。しかし、(3) 経営水田面積の推移は、昭和三八年以降の四年間に一つの曲り角にさしかかったようにみえる。この四年

第2・6表 地主型農家の所有・経営水田面積の年次変化とその理由

(単位 畝)

農家番号	所有水田面積						経営水田面積						42		
	昭20	26	30	34	38	42	昭20	26	30	34	38	統計上	実際		
経営縮小農家	26	185 ^w	97	97	74 ^w	74 ^y	63	18	37 ^v	37 ^v	47	47	36 ^y	N	0
	19	143 ^w	102	102	102	82 ^w	82	78	53 ^t	53	53	53	53	N	0
	33	66	66	66	66	33 ^{wz}	33	24	24	24	24	33	33	N	0
	30	31	31	31	31	31 ⁿ	30	31	31	31	31	31	30	N	0
	9	192 ^w	133	133	113 ^w	113 ^w	91	79	79 ^v	79 ^v	91	91	91	N	51
	1	263 ^w	161 ^y	137	137 ^w	87 ^w	87	89	101 ^v	77 ^y	77 ^y	64	63	63	63
	25	103 ^w	84	84	83 ^u	40 ^w	0	34	49 ^v	49 ^v	51	40	0	0	0
	27	148 ^w	92	92	64 ^w	49	49	25	36 ^v	36	36	49	49	49	N
34	16	11	11	11	11	0	0	11 ^v	11	11	11	11	0	0	
経営不変農家	28	90 ^w	71	71	71	58 ^w	58	19	19	19 ^v	29 ^v	47	47	47	47
	4	159 ^w	133 ^w	131	131 ^w	110 ^m	110	92	92 ^u	91 ^v	102 ^v	102	102	102	102
	31	64	64	64	61 ^w	65	65	37	25 ^v	37 ^v	61 ^v	65	65	66	66
	35	68	68	68	68	68	68	8	8 ^v	8 ^v	18 ^v	18	18	18	18
	20	73	73	73	73	73	73	32	54 ^v	73 ^v	73	73	73	73	73
経営農家大	13	93	93	81 ^w	110	110 ^c	168	0	65 ^v	81 ^v	110 ^e	110	168 ^e	168	168
経営縮小農家計	1147	777	753	681	520	435	378	421	397	421	419	355	114		
経営不変農家計	454	409	407	404	374	374	188	198	228	283	305	305	305	305	305
経営拡大農家計	93	93	81	110	110	168	0	65	81	110	110	168	168	168	168
合計	1,694	1,279	1,241	1,095	1,094	977	556	684	706	814	834	828	587		

注1 アルファベット記号については前掲第2・5表の注をみよ

2 昭和42年の経営水田面積の統計上と実際との差異は、請負耕作に委託しされているものであって、これをN印で示す。なお、農協請負耕作への委託出しはN印で示す。

▲ノート▼

農民階層と農地移動——瀬戸内水田集落と関東畑作集落——

間にも依然として、しかも一層急角度に経営水田面積を拡大させたものは僅かに一戸、変化しなかったものは五戸、残る九戸は経営水田面積を一挙に大巾に縮小させた。殊に、そのうちの七戸は全面請負耕作への委託出し、ないしは全水田の売却^(註)によって、水田経営を全くやめてしまったのである。この七戸の昭和三八年当時の経営水田面積は計二六・四反であったから、これが経営拡大を指向する農家群に吸収されて階層分解を促がす結果となったことはいうまでもない。

〔注〕 この全水田の売却はきわめて例外的なケースである。

この農家は旧地主階層で、病弱のため教員をやめた後、昭和三〇年頃証券会社に就職したが、株式投機に失敗して借金を背負いこんだ。全所有水田の売却はその返済のためである。

ついで第二・七表をみられたい。農地改革の時点で所有水田面積が経営水田面積の六〇%にみたなかった、いわば旧小作階層農家一二戸の一覽表である。さきの第二・六表と同じ視点から特徴をひろってみよう。(1)一二戸のうち九戸は農地改革に際しての小作地の買取で、所有水田を増加させた。以降の二二年間では、所有水田を減少させたもの僅かに一戸、改革で増加して以降は変化のないもの五戸、残る六戸はさらに所有水田を増加させた。アルファベント記号にみえるように、その多くは小

作地の買取による所有増加である。反面、(2)経営水田面積は、農地改革の過程での地主への小作地の返却によって、一二戸のうち九戸が縮小を余儀なくされた。農地改革以後二二年間の推移では、地主の小作地返還要求に応じて経営水田をさらに縮小させたものが五戸。これは、小作水田の一部返却・一部買取による零細自作農家の形成過程にほかならない。このほか、大きな増減なしに停滞しているものが六戸、残る僅か一戸だけが顕著な経営水田の拡大を実現させた。(3)この旧小作階層農家一二戸には、さきに旧地主階層にみられた昭和三八年以降の四年間を曲り角とするような、特に目立った変化はみとめがたい。

第二・八表は、農地改革直前において自作階層農家であった九戸の、以後二二年間の所有・経営水田移動の一覽表である。

この階層では多少の例外を除いては、所有水田面積の増減と経営水田面積の増減とがほぼ平行しており、その増減巾は他の二階層に比して小さい。最近の動向では三戸がやや拡大、二戸がやや縮小を示し、残る四戸は変化していない。

以上、三つの表にみとめられた水田移動を大きく総括すれば、およそつぎの如くなるであろう。すなわち、旧地主階層の農地移動では農地改革以降、所有水田面積の減少と経営水田面積の増加との増減二方向の対応がみとめられる。旧小作階層の農地移動では前記の反面として、所有水田の増加と経営水田の減少

第2・7表 小作型農家の所有・経営水田面積の年次変化とその理由

(単位：畝)

▲ノート▼

農民階層と農地移動

瀬戸内水田集落と関東畑作集落

一九九

農家番号	所有水田面積						経営水田面積								
	昭20	26	30	34	38	42	昭20	26	30	34	38	42			
												統計上	實際		
経営縮小農家	24	0 ^c	1	1	1	1	1	59	49 ^b	30 ^b	22	22	22	22	
	29	21	21	21	21	21	21	48	32 ^b	32 ^b	21	21	21	21	
	16	0	0 ^f	7	7	7	7	76	66 ^a	86 ^b	73 ^b	60	60	50	50
	6	22 ^c	52	52	52	52	52	107	95 ^b	93 ^b	83	83	83	83	83
経営不変農家	3	43 ^c	76	76 ^c	99	99	99	114	99 ^b	99	99	99	99	99	99
	5	68	68 ^{e·m}	84	84	84	84	123	104 ^b	108 ^{c·b}	108	108	108	108	108
	10	41 ^c	80	80	80	80 ^y	68	89	80 ^b	80	80	80	80	68 ^y	80 ^M
	32	11 ^c	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
	11	34 ^c	75 ^m	74	74	74	74	76	75 ^b	74 ^m	74	74	74	74	86 ^M
	21	0 ^e	7	7	7	33 ^c	33	34	37 ^a	57	57	48 ^b	48	48	48
12	0 ^c	25 ^c	28	28	41	41	72	72 ^b	60	60	60	60	60	60	
経営拡大	2	59 ^c	85	85 ^{e·z}	103	118 ^e	137 ^e	105	94 ^b	94	103 ^{e·z}	118	137 ^e	165 ^M	
経営縮小農家計		43	74	81	81	81	81	290	242	241	199	186	176	176	
経営不変農家計		197	354	372	395	434	422	531	510	501	501	492	480	504	
経営拡大農家計		59	85	85	103	118	137	105	94	94	103	118	137	165	
合計		299	513	538	579	633	640	926	846	836	803	796	793	845	

注 1. 第2・5表および第2・6表の注を参照せよ。

2. M印は請負耕作で委託を受けているものを示す。

第2・8表 自作型農家の所有・経営水田面積の年次変化とその理由

(単位 畝)

農家番号	所有水田面積						経営水田面積										
	昭20	26	30	34	38	42	昭20	26	30	34	38	42					
												統計上	実際				
経営縮小農家	8	81	81	81	w	72	72	71	86	86	86	b	72	71	n	71	71
	22	48	48	48	48	48	48	58	48	48	48	48	48	48	48	48	26
経営不変農家	18	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58
	15	114	t	107	107	v	101	101	101	93	u・t	64	v	v	101	101	101
	14	74	74	e	96	96	96	96	74	74	e	96	96	96	96	96	96
36				f	29	29	29					f	29	29	29	29	29
経営拡大農家	23	53	53	53	53	e	64	55	b	53	53	53	53	53	e	64	64
	7	105	105	105	e	112	112	e	122	92	92	92	e	100	100	e	110
	17	44	44	44	44	e	52	52	a	62	b	28	28	e	39	39	M
経営縮小農家計	129	129	120	120	120	119	144	134	134	120	120	119	97				
経営不変農家計	246	239	261	255	255	255	225	196	240	255	255	255	255	255	255	255	
経営拡大農家計	202	202	202	209	217	238	175	207	173	181	192	213	231				
合計	577	570	583	584	592	612	544	537	547	556	567	587	583				

注. 第2・5表～第2・7表の注を参照せよ.

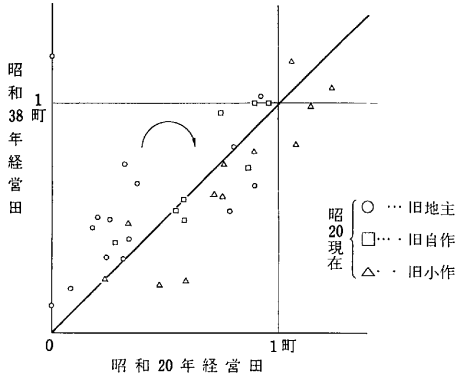
↑ノート↓

農民階層と農地移動——瀬戸内水田集落と関東畑作集落——

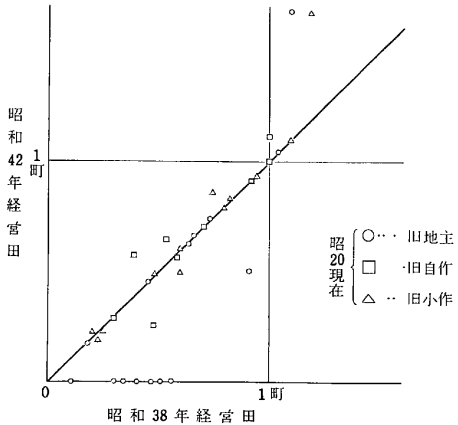
二〇〇

との対応がみとめられる。前者は貸付地取上げⅡ経営水田拡大による自作化への指向であり、後者は小作地返還Ⅱ経営水田縮小による自作化への方向である。これを年次別相関で図示すれば第一・二図の如くなる。矢印に示されているように、農地改革から昭和三七年前後まで、地主小作双方から零細自作を創出する過程が進行したといえようかところ、昭和三八年頃から以降に一つの画期がみえてきたように思われる。この事態は、第二・二図と比較して第二・三図をみればきわめて明瞭に看取できる。すなわ

第2・2図 昭和20~38年間に於ける水田経営規模の相関



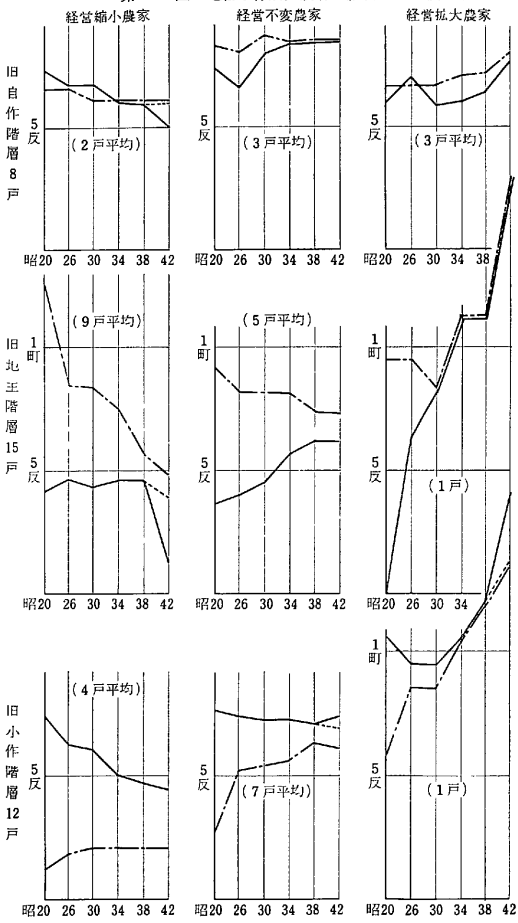
第2・3図 昭和38~42年間に於ける水田経営規模の相関



ち、(1)自作化した旧地主層多数の急速な経営水田縮小ないし経営離脱への反転と、(2)ごく少数ながら水田経営拡大を志す農家の際立った進出と、(3)その中間に零細自作化した旧小作・自作層多数の停滞と、の三方向がはっきりと洗い出されてきたので

ある。
この三階層、三方向、計九つの移動形式に分類された各農家の経営・所有水田面積の推移の平均値を、一括して図に表わしたのが第二・四図である。

第 2・4 図 地自作別，所有・経営水田面積の推移



——— 全面請負へ委託出し
 ——— 所有水田面積
 ——— 經營水田面積

▲ノット▼ 農民諸階層と農地移動 — 瀬戸内水田集落と關東畑作集落 —

3 農家の兼業状況と水田移動

(一)

調査農家の水田移動を条件づけるいま一つの要因として考えられるのは、各戸の兼業の状況である。まず部落社会への定着性の観点から、兼業形式の分類をしておこう。

A、官公庁または大企業への恒常的勤務。この場合には、一定の学歴と無難な永年勤続とが、それに相応した社会的地位の昇進および所得の増加を保証する。この昇進のエスカレーターには新規卒卒から乗ることが肝要であって、中高年令者が中途からこれに乗ることはきわめて困難である。

これはさらに二つに区分できる。A₁は超地方的勤務であり、A₂は地方的勤務である。A₁には中央官庁、公共企業体、大企業等の中堅職員が含まれる。永年勤続によって社会的地位と所得は上昇するが、遠隔地への転勤が多く、長期にわたる部落居住は困難となる。A₂には小中学校の教員、役場・農協等の職員、公共企業体や大企業の下級職員等が含まれる。雇用は安定しており、転勤も狭い地域内に限られるから、概ね部落居住のままでの勤務が可能である。ただし、永年勤続による地位と所得の上昇には一定の限界がある。

B、中小企業への勤務。この場合には、学歴と永年勤続と地位や所得の上昇との間に固定した関連は少ないであろう。昨今

の労働力不足の結果、中高年令層でも縁故等をたよりに中小企業に就職する例が少なくない。反面、雇用は安定を欠き、退職後の生活保障も充分でない。職場が通勤圏内でさえあれば、もちろん部落居住のままでの勤務が可能である。農繁休暇等の便宜がはかられることさえ、少なくない。

C、臨時的・一時的な勤務。中小企業の臨時工、道路工事等の日雇人夫など、昨今の労働力不足でこの種の臨時的雇用の機会は多い。雇用は不安定で退職後の保障もないが、支払われる日当が比較的高いので、自宅で農業をやりながら稼げる手軽な現金収入の方途として、農業就業者に対する吸引力は甚だ強い。

D、自家営業。地元で開業しているのであるから、当然、これらの兼業は部落への定着的居住となら矛盾しない。

第二・九表は、調査農家の世帯主および在宅あととりの、現在時点での兼業状況に基づいて、右の五区分をあてはめてみたものである。表をみていただく前に、専業農家の項について若干の説明をしておかなくてはならない。19番、26番、33番、9番農家はいずれもかつてはA₁ないしA₂型兼業であったが、勤務者の転勤とそれに伴う家族の転出によって、いまは老父母あるいは老母が細々と田畑を守りしているという意味での専業農家である。これらはA₁、A₂型兼業の終点段階にあるとみてよいから、表中にカッコで示してあるように、兼業A₁あるいはA₂の分

第2・9表 調査農家の世帯主および在宅あとの兼業状況

調査農家の世帯主の職業別号	三宅自作小作別	専従大畑小畑	町 20	30	30	40	42
A	18 自作	不家	電A公社→18才	青島線長→22才	→25才	→33才	→35才
	30 地主		電A公社→59才	→45才	→49才	→5才	電A公社支局長→55才
A	1 地主		籍小 小学教員→33才	→40才	→45才	→50才	教頭→52才
	25 地主	不家	小学教員→30才	→25才	→40才	→45才	→47才
	8 自作		籍小 小学教員→22才	→27才	→32才	→37才	→39才
	23 自作		籍小 自営職員→23才	→3才	→29才	→44才	森田専車→46才
A	3 小作	不家	坂方職員→39才	地方事務所課長→44才	町助役→49才	→54才	→56才
	24 小作		籍小 郵便配達→40才	→45才	→50才	→55才	郵便局員検印→57才
(A)	19 地主		籍小 大塚名印刷局→25才	→30才	→35才	転出	
	25 地主		籍小 (長男・電機監役として大塚生化)				
(A)	23 地主		籍小 中国電力→31才	→35才	→41才	電務課長→46才	転出
(A)	9 地主		籍小 中学教員→31才	→35才	→41才	転出	
	27 地主		籍小				
	31 地主		籍小				
13 地主	畑大	父職死					
B	2 小作 畑大					機械工業→36才	→38才
	4 地主	不家				シノカ工場→32才	ガノリスタノト→34才
	5 小作	不家	自営職員→27才 (病氣退職)			製材所会計→37才	→42才
	10 小作	不家					製工所→51才
	11 小作	不家					志鉄→23才
	12 小作	不家				印刷事務→26才	→23才
	20 地主	不家				シノカ工場→41才	46才→(退職)
	21 小作	不家				商店→21才	→23才
	25 地主	不家				シノカ工場→25才	→30才
	29 小作		籍小 小学教員→32才 (病氣退職) 野井会社→37才			塩化学K→44才	→49才
C	29 小作		籍小			印刷課長夫→54才	→59才
	32 小作	不家				ニクスラント→20才	→25才
	36 自作	不家				塩化学H→27才	→32才
	6 小作		籍小				→42才 (退職)
	7 自作 畑大						シノカ工場→27才 (退職)
	14 自作	不家				シノカ工場→25才	→30才
C	15 自作	不家	専売公社→28才	→33才	→37才	→42才	→49才
	16 小作		籍小 郵便局→23才	→33才	→37才	→42才	→49才
	17 自作 畑大		小学教員→41才	→46才	→51才	→56才	→61才
	23 自作 畑大		郵便行商→42才	→47才	→52才	→57才	→62才
	31 地主	不家	(病氣退職37才)			塩化学H→27才	→32才
D	35 地主	不家	自営部→29才	→34才	→39才	→44才	→49才

注 A₁ = 大企業 官公庁への恒常的勤務 (短地方的) B = 中小企業への恒常的勤務 C = 臨時的・一時的な勤務 D = 自営農業
 A₂ = 大企業 官公庁への恒常的勤務 (地方的)

▲ノート▼

農民階層と農地移動——瀬戸内水田集落と關東畑作集落——

類に加えてよいものであろう。27番と34番農家は夫と息子の死亡によって老女が一人で、もしくは孫娘と二人で暮しているという零細専業農家である。結局、本来の意味で専業農家とよぶに相応しいのは、水田一六・八反を経営し乳牛十余頭を飼育する13番農家ただ一戸ということになる。

さて、いま説明したカッコつきの(A₁)、(A₂)農家を本来のA₁、A₂区分に加えた上で、第二・九表をみてみることにしよう。A₁型五戸は、電々公社、中国電力、大蔵省印刷局等の正職員として、A₂型七戸は小中学校教員、県庁、郵便局、農協の職員として、すでに昭和二五年当時から今日までの永年勤続である。大学の学歴をもつものは少ないけれども、その多くは年功によってそれぞれの職場で支局長、課長、教頭等の管理職の地位にある。

B型兼業一二戸はそのすべてが昭和三五年以降の就職であり、その大半が農業就業後の中年層になってからの就職である。当然ながらその勤務先は周辺のレンガ工場、鉄工所、製材所等の中小企業であり、職種も恐らくは非熟練工が多いであろう。レンガ工場に勤めた四人のうち三人が苛酷な労働に耐えかねて転職したように、労働環境は悪く、年功による昇進の楽しみも乏しい。職場の仲間の大部分が同じような兼業農家であり、休憩時間などには農作業のことが話題にのぼるといふ。C型兼業八

第2・10表 兼業種類別、経営水田移動形式別農家数

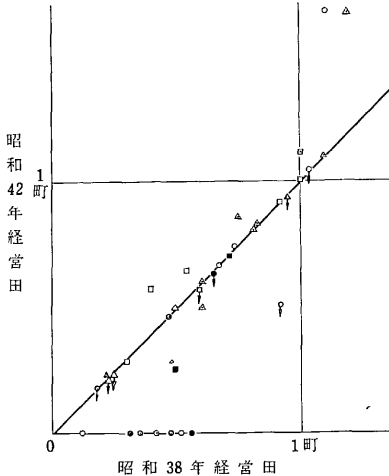
(単位・戸)

	現在の兼業種類別農家数					専業農家	合計
	A ₁	A ₂	B	C	D		
経営縮小	旧地主	4	2	1			7+2
	旧自作		2			2	2
	旧小作		1	1	2		4
経営変化なし	旧地主		1	2	1	1	5
	旧自作	1		1	2		4
	旧小作		1	6			7
経営拡大	旧地主				1		2
	旧自作				2	1	2
	旧小作			1			1
合計	4+1	7	1+11	8	1	2+1	7+29

注 1. 現在の兼業種類別記号 A, B, C, D の意味については本文参照。

2. ゴジック数字は、現在、耕作を全く離脱している農家戸数

第2・5図 昭和38～42年間にける経営水田規模および兼業種類の相関



	旧地主	旧自作	旧小作
昭和42年現在	大企業・官公勤務者	●	▲
	中小企業・賃労働者・日雇	○	△
	専業農家	□	△
	部分請負作業へ委託出し		

相関を示す。殊にA₁型兼業農家は、一戸を除くすべてが、昨年来、水田耕作から全く離脱するにいたっている。残る一戸も近い将来には永年勤続→管理職就任→転勤という流れに沿っての耕作離脱を避けられないと、その農家自身が予想している。A₁型兼業の超地方的性格がその原因であることは明らかである。この種の兼業勤務者がその妻に農業未経験者を迎える場合が多いことも、A₁型兼業の農業離脱指向を強くする理由に数えられよう。

A₂型兼業はその地方的性格上、耕作から全く離脱するところまでは進みにくい。表にみえているように経営縮小への指向は強い。第二・五図において、下方への矢印であらわされているのは、部分請負作業への委託出しによって、耕作から部分的に離脱している農家である。しかしこれは、差し当たりは経営を

戸は、大工見習い一戸を除くほかは、すべて土木人夫である。さて、この兼業種類別区分と水田の移動形式別九分類とを相關させて表示したのが第二・一〇表ないし第二・一五図（この第二・五図は前掲第二・三図に兼業種類別をA₁、BおよびCとして書き込んだものである）である。一見して明らかに、兼業A₁およびA₂型と水田経営縮小への指向とは高い

縮小させながらも、退職後の帰農にそなえて所有水田の確保には強い関心ないし、執着を残しているのである。

B型の兼業農家には、水田経営面積に増減のない停滞型が多い。B型兼業の大半は、さきの第二・九表に物語られていたように、それまで農業の中心的担い手であった人々の、ごく最近における農業からの離脱を意味している。しかも他方、その勤続期間はまだ短く、雇用の条件も概してよくない。この両面の事情が農業経営の停滞を生んでいるものと想定できよう。かれらの中には、本当は農業をやりたいのだが、所得が足りないので兼業によって土地や機械への投資の資金を稼いでいるのだ、という人もいる。

経営拡大指向の農家は、当然ながら、兼業に精力をさく程度は少ない。C型兼業および専業農家がこれに対応している。この中には、A型兼業の経験とそれへの強い反発から、経営拡大的農業を志した青年もいて興味ぶかい。この点については、後に触れることにする。

以上の簡単な吟味によっても、兼業のあり方とその農家の農業に対する姿勢（ひいては農地移動）との間に大きな相関のあることが確認できたといえよう。

□

旧地主・小作階層別と兼業種類別との関連にも一定の傾向が

▲ノット▼

農民階層と農地移動——瀬戸内水田集落と関東畑作集落——

二〇七

みとめられる。つまり、旧出身階層と兼業の質とが相関しているのである。そうしてそれが、ひいては農地移動形式を特徴づけているといえる。いまみてきたように、この部落にはA₁、A₂型の終身雇用兼業の農家が多い。それは昭和二五年の資料にすでにあらわれており、聴取りによれば戦前からこの部落にはこの種の兼業が多かったという。例えば17番農家は、いまは教員を退いて自宅で農業を営んでいるが、その父が教員をやっていたし、現在、長男も教員に出ている。いま生きているとしたら九〇〜一〇〇才になる人にも教員になった人が少なくなかったという。現在生存している教員経験者（転勤他出中の者も含む）は一〇人。電々公社に勤めているものも五人いる。部落から同じ勤務先に数珠つなぎに出てゆく傾向があるのである。これを社会学的にいえば、一つには部落住人の社会圏の狭さ、人的結合への依存を物語っており、二つには一定の兼業パターンが模倣され、定着してゆく過程を示しているといえよう。

しかも第二・一〇表にみられるように、この、A₁、A₂型の終身雇用兼業が主として旧地主階層によって担われていることに注目しなくてはならない。「戦前の小作料は三俵から三俵半もあり、小地主でもそれだけで食ってゆけたから、息子は教員にさせよう、役場にでも出せ、となったのだ」という。さらにいえば、この地主十兼業パターンは特定の家の系譜に重なっている。

る度合いが強い。部落で恐らく指導的な立場にあったであろう地主層の家の子弟が、まず、 A_1 、 A_2 の兼業パターンを創り出したのである。経済的にもゆとりがあり、子弟に中等教育をうけさせて、自ら、その社会圏の部落外への拡大の先頭に立ったのが地主階層であったから、これは当然の推移であった。小地主の安定兼業への指向は、その農業経営の規模を縮小させるばかりでなく、地主農家の家計における小作料収入への依存度をも低下させ、小作人たちに対する農業経営の指導、関与の意欲をも減退させる。地主階層の部落内における社会的地位も実質的に低下をまぬがれない。

戦争と、それに続く農地改革は右の傾向に一時的な足踏みをさせる作用をもったと思われる。兼業機会の喪失ないし不安定化と食糧不足は、地主の土地取上げと農業経営への一時的復帰を促したからである。しかし、やがて訪れた日本経済の目覚しい復興と食糧不足の解消とは、再び地主階層の兼業への指向を促がす。農地改革で貸付地の多くを買収され、小作料収入の途を絶たれたかれらが、これまでもまして兼業に傾斜し、部落の農業に対する関心を弱めるのは自然のなりゆきである。 A_1 、 A_2 型兼業の年功による所得の上昇と全体社会の中での社会的位置の確定とは、部落社会の中でも、一定の評価を伴った位置づけを与えられる。それは、かれらが部落にとって異質の

人々に移行してゆく過程を示すものであると同時に、他方、かれらによって示される給料生活者の一定の生活様式は、部落住民がそれを羨望し模倣する対象ともなるであろう。高度経済成長がもたらした農家兼業の増加は、それらの新しい兼業農家たちをして、旧地主層の A_1 、 A_2 型の兼業形式を追隨させる結果を生んでいるのではないであろうか。

この部落の兼業形式が農地移動の形式と密接に相關していることは、さきに述べた。 A_1 、 A_2 型兼業形式の、このようなプロセスを通じての部落社会への普及は、直接にはみずからの農業経営に対する姿勢の変化を通して、また間接的には A_1 、 A_2 型の終身雇用型兼業がもつ一定の農地移動の形式を通じて、この部落の全体としての社会生活や農業経営のあり方に、少なからぬ作用を及ぼしてゆくことになるであろう。

4 稲作技術の進歩と水田移動

前節にみたような兼業の状況は、当然、農業にふりむけられる労働力の量質両面の低下を生むであろう。第二・一表をみられたい。一六才以上の、恒常的勤務者、学生および病人を除く農家人口を農業人口とみなして、その量と質とを年次別に示してある。その人口は昭和二五年の九四人から昭和四二年の七二人へと激減し、その男女比率は女一〇〇に対する男六四から五〇へと女性の比重を増し、殊に年令は男性の場合、昭和二五

第2・11表 16歳以上の農家人口の年次別変化

		男				女				計			
		学 生	恒 常 勤 務 者	農 業 者		学 生	恒 常 勤 務 者	農 業 者		学 生	恒 常 勤 務 者	農 業 者	
				人 数	平 均 年 令			人 数	平 均 年 令			人 数	平 均 年 令
合 計	昭25	1	19	36	47.0	3	4	58	44.0	4	23	94	45.2
	30	4	16	37	45.0	4	2	54	44.5	8	18	91	44.7
	35	5	23	30	46.5	5	3	49	46.3	10	26	79	46.2
	42	4	27	24	56.1	4	8	48	48.6	8	35	72	51.0
経営縮小農家	昭25		10	13	52.9		4	25	43.8		14	38	47.0
	30	1	9	11	54.8	2	2	24	41.6	3	11	35	45.8
	35	1	9	8	57.8	4	2	19	50.5	5	11	27	52.7
	42	1	8	7	68.1		1	18	57.0	1	9	25	60.2
経営不変農家	昭25	1	7	18	47.6	1		26	44.9	2	7	44	46.0
	30	1	5	19	44.5	2		25	46.9	3	5	44	45.8
	35	2	12	12	47.1	1	1	22	44.6	3	13	34	45.4
	42	2	15	9	59.3	3	6	21	42.7	5	21	30	47.7
経営拡大農家	昭25		2	5	30.2	2		7	41.3	2	2	12	36.6
	30	2	2	7	30.6			5	46.0	2	2	12	37.0
	35	2	2	10	36.4			8	40.5	2	2	18	38.2
	42	1	4	8	42.0	1	1	9	45.2	2	5	17	43.7

年の平均四七才から昭和四二年の五六才へと著しく老令化している。女性の場合も四四才から四九才へと老令化している。

このような農業労働力の量質変化は水田移動とどのように関連しているか。詳細は表をみていただきたいが、昭和四二年現在について、農家人口の男女比率および男性平均年令をみると、水田縮小農家の女性一〇〇に對する男性割合は僅か三九%、その平均年令は実に六八才。水田不変農家は四三%で五九才、水田拡大農家は八九%で四二才である。つまり、全般的な農業労働力の量質低下の中でも、水田縮小農家のそれは目立って甚しく、不変農家がそれにつき、水田拡大農家のみは、比較的良質の労働力を保持していることが

第2・12表 農業人口1人当り経営水田面積

		経営水田 総面積 (A)	農業人口 (B)	(A)/(B)
合 計	昭25	2,067 ^畝	94 ^人	22 ^畝
	30	2,089	91	23
	35	2,173	79	27
	42	2,203	72	31
	(42)	(2,015)	(64)	(31)
経営縮小農家	昭25	797	38	21
	30	772	35	22
	35	740	27	27
	42	650	25	26
	(42)	(387)	(17)	(23)
経営不変農家	昭25	904	44	21
	30	969	44	22
	35	1,039	34	31
	42	1,040	30	35
	(42)	(1,064)	(30)	(35)
経営拡大農家	昭25	366	12	31
	30	348	12	29
	35	394	18	22
	42	518	17	30
	(42)	(564)	(17)	(33)

注。()内の数値は、請負耕作によって変化した後の、事実上の経営面積および農業人口。

わかる。労働力の量的低下が、その農家の経営水田面積の縮小を結果していることは明らかである。

さて、このように量的に低下する農業人口が、一人当りで担当する経営水田の面積はどうなっているのであろうか。まず、全農家の平均値を年次別にみると、第二・一二表のように農業

人口の女性化・老令化にもかかわらず一人当り面積は二・二反から三・一反へと五割近くも増加している。しかもこれを昭和四二年現在についてみると、経営縮小農家で一人当り二・六反、経営拡大農家で一人当り三・〇反となつて、その間に大差がない。さきにもみたようにその担当労働力の質においては大差があるのであるから、それだけ、同じ農地が非能率に経営されているということを示す。そこに農地移動のポテンシャルなエネルギーが内攻するのは当然である。事実、このギャップをうすめる方向に請負耕作が行なわれはじめた。その結果、実際上の一人当り水田経営反別は縮小農家二・三反、拡大農家三・三反に補正されて

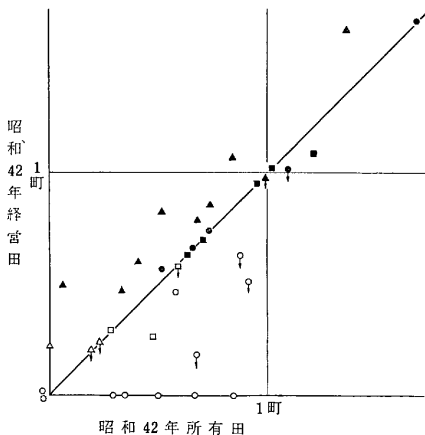
いる。部分請負耕作による労働力の調整をもこれに加えれば、この補正はさらに大きい筈である。

一方、経営不変農家の一人当り経営水田面積はこの数年來急に増加して三・五反となった。同時にこの時点で、経営不変農家の農業労働力は

第2・13表 調査農家の役牛馬・耕耘機所有数

	調査農家 1 戸 当 り							
	役牛馬飼養頭数				動力耕耘機所有台数			
	昭27	28	35	40	昭27	28	35	40
計	0.7	0.6	0.4		0		0.1	0.5
経営縮小農家	0.6	0.6	0.2	0	0	0	0.1	0.1
経営不変農家	0.7	0.7	0.6	0	0	0	0.1	0.7
経営拡大農家	1.0	0.6	0.6	0.2	0	0.4	0.4	1.2

第2・6図 動力耕耘機所有者と経営・所有水田規模との相関



旧地主
旧自作
旧小作

昭和42現在

{ 耕耘機所有者 ● ■ ▲
 " 非所有者 ○ □ △
 部分請負作業へ委託出し ↓

量質ともに低下した。これは前節にみたように、この農家群の甚粋な農業労働力が近年大挙してB型の恒常的勤務兼業に出ていったためである。そして、それを可能にした一つの要因は、牛馬に代替した小型動力機械の普及であった。第二・一三表および第二・六図をみられたい。

昭和二七年に他部落からの賃耕によって初めて経験された動力耕耘機の利用は、昭和三五年にはまだあまり普及せず、以後急が増えて昭和四〇年には一戸当り〇・五台になった。昭和四二年での耕耘機一台当り経営水田面積は一〇・七反になっている。耕耘機をもたない農家はすべて賃耕に依存しているが、いま仮りに、この賃耕を引受けるのは専らC型兼業および専業農家だとみなし、A B型兼業農家は自家所有の耕耘機で自分の経営水田を耕耘するのみだと仮定して、各農家群の耕耘機一台当り水田面積を算出してみると、経営縮小農家一〇・三反、不変農家九・七反、拡大農家二・八反となる。右の仮定およびそれから算出された数値は実態に近いと思う。つまり経営不変農家群において耕耘機は最も過剰なのだ。それが一方、この農家群の農業労働力一人当り経営水田面積三・五反への拡大を可能にし、他方、甚粋労働力のB型兼業への大挙した流出を可能にしたのである。

数字では示すことができないけれども、最近普及しつつある

小型動力機械の多くも、同様の効果ももっているように思われる。例えば薬剤撒布のための肩掛け式の小型動力噴霧機が戸別に所有されるようになって、共同による薬剤撒布は姿を消した。小型の乾燥機が普及して稲の野干しをする人はいなくなり、乾燥労働は軽減された。肩掛式の動力刈取機はいま普及しはじめたところだが、能率は四倍にあがるといふ。機械ではないが除草剤の普及によって除草労働はなくなり、乾田直播も除草剤の利用で田植えに劣らぬ成績をあげるようになりつつある。反当稲作労働は従来一七〇八人だったのが、いまでは一〇人以下に軽減されたという。稲作は、小型機械の活用によって兼業農家の日曜百姓でもかなりの程度できるようになったのである。機械が多少過剰になっても、自分の都合一つで作業ができ、他人に作業を頼む気遣いをしなくても、自分の都合一つで作業ができ、他人では望ましいのである。

つまり小型動力機械の普及と兼業とが結びついて、農業人口の量質の低下にもかかわらずその農業経営の規模は不変のまま停滞し、農地の移動は阻まれているといえよう。この種の経営不変農家によって経営されている水田が、全水田面積の過半を占めている事実は注目されなくてはならない。

この事情をある農家はつぎのように語っている。「五、六年位前までは、若い者が外に出て老人だけが残って困る

という風潮で田を手離した時期があったが、今は違つてきた。いまでは年寄りでも七〇才までなら結構やれると思つている。皆、一通りの装備を買つているので、むしろ、もう少し田をふやしたい、一、二反は余計に作らないと農機具代が損になると考へている。

さきの試算によれば、経営拡大農家といえども耕耘機一台当りの水田面積は僅か一二・八反にすぎなかつた。経営合理化への意欲において際立っているのは番農家は、最近数年の間に経営水田面積を一六・八反にまで拡大したが、まだ、機械利用による大経営の有利性を發揮するにはほど遠い。稲作の上で他の農家と異なつてゐる技術といへば、田植機械を使つて田植期の労働力のピークをならすのにかなり成功してゐること、乳牛の多頭飼育による既肥を活用して、かなり粗放な稲作栽培にもかかわらず収量を高水準に維持してゐる点である。乳牛の多頭飼育によつて家族労働力の完全燃焼をはかり、水田裏作は飼料作に当てられてゐる。最近、乗用トラクターを購入し、近い将来にはコンバインの導入を計画してゐるが、問題は、それに見合う水田経営面積の拡大をいかにして実現するかであろう。その他の経営拡大農家は、技術的にはなんら際立ったものを持ち合わせてゐない。

(三) 小土地所有と大土地経営との結合の二方式

兼業化の進展は農業労働力の大量流出をもたらした。そうして、各農家の農業労働力の不足は、まず畑地の荒廢化、ついで水田裏作率の低下、さらに最近では水田表作の耕作さえ困難な農家を生み出すに至つた。このような傾向は、兼業の種類がA₁、A₂型の安定的終身雇用である場合に殊に顕著である。しかも注目すべきは、このような状況になつてもなお、兼業農家が所有水田を手離そうとしないことだ。第二・七回はこの事実を物語る。兼業農家の経営縮小への指向は明らかだが、それが所有縮小には進んでゐない。つまりここに、稲作技術の大型機械化に対応した農業経営規模拡大への要請と、安定兼業と結びついた小土地所有への執着との対立が、際立つてみえてゐるのである。このような状況に対処する動きとして、現在、二つの事実が注目に値する。一つは、農協の請負耕作事業への進出である。二つは、数としてはごく僅かながら、経営規模拡大を指向し、かつ、それを徐々に実現しはじめた農家の登場である。以下、この二つの動向を吟味してみることにした。

1 農協の請負耕作事業

K農協が水田の請負耕作事業をはじめたのは昭和四〇年からである。まず、その概略を説明しよう。

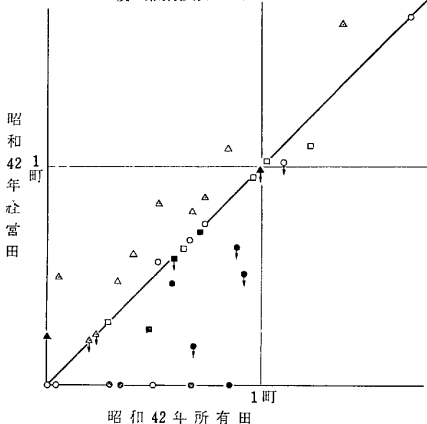
農協の請負耕作実施に際して、昭和四〇年五月一日に「農地

の「請負耕作規約」が定められた。その第二条は、その目的を「兼業あるいは労働力不足の農家を」として、農協が水稲耕作の委託を受け、余剰労働力ある農家グループに共同耕作を行わしめて、統一的な水稲栽培の合理化

をはかり、農家相互の利益を守る。農業構造改善の側面的役割を果し、地域将来の農業の進展に資する」。

規約とは別に「請負耕作実施要領」が定められているが、その「運営方法」の項を抜き書きすればつぎの如くである。

第2・7図 昭和42年現在における水田所有・経営規模と兼業種類との相関



昭和42年現在	大企業・官公勤務者 中小企業員労働者 人夫・日雇家 専業農家 部分請負作業へ委託出し	旧小作 ▲	旧自作 ■	旧地主 ●
		○	□	△
		○	□	△

↓

1、委託者の場合・農協は、委託耕作田より収穫した米穀を全部委託者に引渡す(標準一〇a当り七・五俵)。農協は、耕作に消費した経費の代償として、引渡した米穀の六割五分を公定価格に相当する金額で支払を受ける。この委託契約は三年を原則とするも、事情により運営協議会の議を得て解約出来る。

2、請負耕作者の場合・農協は、委託契約に基づく作付反別をまとめ、検討を加えて適当な請負耕作管理者を選定し、請負わしむる。請負耕作管理者との契約賃金は別表に示す賃金とする。総合収穫量が基準を上まわる場合は、余剰の五〇%を備荒積立とする。耕起、防除、除草、

第2・14表 昭和41年度水稻請負耕作収支決算書

(単位 円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
耕 作 料 金	2,439,715	作 業 賃 金	1,379,400
増 収 金 額	249,764	農 協 必 要 経 費	1,016,821
雑 収 入	15,000	増 収 奨 励 金	124,884
小 計	2,704,479	備 荒 積 立 金	124,880
合 計	2,704,479	小 計	2,645,985
		当 期 剰 余 金	58,494
		合 計	2,704,479

資料：K農協

第2・15表 昭和41年度水稻請負耕作明細書

地区別	反 別	収 量	金 額	耕作料金	委託者金額	現在支払額	差引増加額
	反	kg	円	円	円	円	円
A	18 01	8,106	942,274	612,479	329,795	1,041,648	99,374
B	16 05	6,961	809,208	525,986	283,222	885,856	76,648
C	16 26	7,318	850,716	552,966	297,750	865,008	14,292
D	16 31	7,340	853,334	554,667	298,667	860,880	7,564
E	5.91	2,562	297,872	193,617	104,255	349,776	51,904
合 計	72 54	32,287	3,753,404	2,439,715	1,313,689	4,003,168	249,764

資料：K農協

脱穀に要する農業機械は、請負耕作者の負担とする。請負耕作契約期間は一ケ年とし、更新する。

およそ右のような方式で出発した農協の水稻請負耕作は、昭和四一年度の収支決算において、第二・一四表のとおり、若干の黒字を記録した。基準収量を七俵半程度におさえてあれば、この程度の運営は順調に進ませうであろうというのが、農協担当者の見とおしである。しかし、第二・一五表で明らかのように、地区によって増収金額にかなりの巾がある。これは地区毎に選定された請負耕作管理者の能力ないし耕作意欲に差異があることの結果である。農協ではこの二カ年の経験により、昭和四二年度からはこの制度を改め、農協請負耕作部の直営方式に切り替える計画を立てている。経営実験農場の構想がそれである。

経営実験農場の試みは、昭和四一年の裏作から開始された。それは、①大型機

械の活用・習熟、②水稲作の請負耕作、③水田裏作の請負耕作、の三本の柱から成り立っている。従来の稲作の請負耕作一本から、水田裏作へと事業を転じたわけだ。農協の技術職員一名（技術担当一名、労務担当一名）および常雇労働者二名を基幹要員とし、これにパートタイマー三、四〇〇人を使って、農協直営の経営実験をやるうというのである。その基本的な考え方として、(1)、作物の実験的栽培でなく、あくまで経営を主体とした企業的センスの農場であること、(2)、経理は特別会計とし、一般会計と分離すること、(3)、農業機械は農協より賃借すること、(4)、建設当初は借地農場形式が原則であるが、将来、農地保有が必要であるなら、政府の農地管理事業団の進展と相まって企業法人とする、などがうたわれている。

農地借入条件は、表作については従来の水稲請負耕作の条件そのまま、裏作については、土地を耕起して田植のできる状態にして返還すること、となっている。その事業五ヵ年計画は左記のとおり。

	昭四一	昭四二	昭四三	昭四四	昭四五
水稲の請負	七 ha	一〇 ha	一三 ha	一六 ha	二〇 ha
裏作	—	二五 ha	六六 ha	八七 ha	一〇七 ha

表作で請負に委託出される水田は概して不良田であり、かつ、管内全域に散在しているから、農協直営による経営の妙味

発揮の可能性は乏しい。差し当たりの目標は、不良田に対して優れた技術の採用により平均的水準に近い成績を維持するところ、留まらざるをえない。これに対して裏作は、現在、大部分が耕作放棄されているから、農協の借入れに困難はない。農協側が土地条件、経営条件から最良と思われるところを選択して団地的に借入れることも充分可能である。裏作についてなら、農協は大規模経営を任意の条件のもとで実験的に試みるころができるといつてよい。白菜、いちご、そら豆、麦が裏作の作目計画にあげられている。昭和四一年度の裏作は必ずしも成功といえなかつたようだが、経験を積むにしたがって成績は向上するであろう。

上記のように経営実験農場としては水稲の表作よりも裏作に面白味があるように思える。事実、裏作については部落単位の経営方式にきりかえてゆこうという構想を農協ではもっている。しかし、農地移動に関連して差し当たり問題を醸しているのは、表作の水稲請負耕作を農協がやることをめぐってであるので、以下、これに焦点をしばって概説しよう。

農協が水稲の請負耕作をやるについては、組合員の間に賛否両論があり、しかも、それぞれの立場は明瞭である。農協請負耕作に賛成する側は、いうまでもなく、最近の兼業化、農業労働力の大量流出によって自家水田経営を維持することに困難を

きたしはじめた農家群である。M部落の調査対象農家のなかで農協に委託出しているのは19番および27番農家の二戸。その外に五戸が個別農家に委託出しているが、農協がもう少し早く請負耕作を始めていたら農協に委託するのだったのに」と残念がる農家もいる。委託者の受取分は農協の場合約二俵半、個人相対だと三俵が水準だといわれ、農協の方が手取りはかなり少ないのだが、農協なら所有権が保障され、いつでも売却でき、個人相対のように耕作種云々でもつれる心配のないことが魅力なのである。加えて農協請負の場合、税務署が収穫分から一万八千円の経費を認めてくれるから、兼業収入と兼業収入との総合所得で課税される高額兼業所得者にとっては、税金対策上もきわめて有利なのである。つまり、農協の水稲請負耕作は前節でみてきた旧地主型ⅡA₁・A₂兼業型Ⅱ水田経営縮小型の農家群の農地移動形式に、きわめてよく適合した企画であった、とみる事が出来る。この方式によって、多数の兼業農家群を中心に考えながら、それに合うような大規模農業組織を定着させることができるかも知れないのである。

農協の水稲請負耕作に批判的なのは、専業ないしC型の不安定兼業で水田経営拡大型の農家である。請負耕作のために規模拡大が邪魔されているというのである。間もなく安値で自分で転がりこんでくるであろうと当てにしていた農地が、農協に委

託出しされてしまったというきわめて具体的な経験に、その批判は根差している。「作り手のない家の田は、つくり手のある家に作らせればいい。なにも農協がそれを横取りして作ることはなからう。しかも農協の請負耕作に出しているのは僅か二十数戸だ。組合員二千人のうちの二十数人のために農協が大農具を使うこともない。もっと全組合員のためになすべきことがある筈だ」というのである。

農協側も、このような批判には非常に気をつかっている。だから、個人相対で請負いに出している田を引上げて農協請負いに乗り替えようとする希望が少なくないのだが、請負い受託者側の合意がなければ受付けない方針をとっている。どちらかといえば農協自身、この農協請負耕作という方式を過渡的なものと考えているようにも思われる。「いま農協がやっているようなことを個人にも認めることが、今日の農地問題解決の要諦だ。そうなれば農協は請負耕作事業から手をひいて、やりたい人にやってもらった方がいい」と農協の幹部職員は強調した。

2 個別農家の土地集積の方途

農家が自分の土地を売りたいとき、また、それを買いたいとき、どのようにしてその相手を探し出すか。

農家が田を売るといふのは、なにか余程よくない事情があるときなのだから、相手にむかって売らないかとは言わないも

のだ。それは失礼にあたる。したがって、田の売買は間人がはいつて間接的にするのが通例である。田を買いたくても、間に立つ人が自分に話をもってきてくれなければどうにもならない。農地の移動は、多かれ少なかれ、部落社会の微妙な人間関係によって媒介されるのである。つまり、農地をいかにして集積するかは、その農家の部落社会との深刻な社会的交渉の問題領域にほかならないのである。

Aさん(13番農家)は、部落でも経営拡大意欲が最も旺盛で、田を買いたいと思っている人だ。だから農協の請負耕作にも反対だ。その話をきいてみよう。話は少々横道にそれるが、しかし、農地移動と習俗社会との関わり合いについて示唆に富んだ内容を含んでいるので、詳しく書きとめておくことにしたい。かれは昭和一〇年の生まれ、まだ三二才の若さである。

Aさんの祖父は、村会議員もやり、氏神にも多額の寄付をし、部落から信頼された顔役の一人だった。部落内で呉服屋を営んでいたから耕作は殆んどせず、所有田は、小作に出していた。父は大学を出て通信省に入り、東京から満州へと家族を連れて転勤したが、満州から応召して沖繩で戦死してしまった。無一物のまま、一一才のAさんを頭に五人の子供をかかえて引揚げてきた母は、祖母と曾祖母を加えた八人家族でM部落での生活をはじめなければならなかった。しかも祖父の代から耕作を離

れていたから農具一つなく、開拓地に入ったような恰好であった。

食ってゆくためには、貸付地を大量に取上げなければならなかったであろう。農地改革のときには耕作反別ゼロであったこの家が、昭和二五年には六反五畝の経営田を確保している。これは一面、部落の同情によるものとれるが、反面その強引な小作地取上げが部落の反感をかったとも推察される。『捨てる金があってもあそこの家に貸してやる金はない』といわれ、部落内では脱穀機を貸してくれる家さえもなかったという。『村八分の一つてまえ』であった。やむなくBさん(27番農家。これも取上げをやった旧地主)の斡旋で他部落の家の脱穀機を借りすることにした。ところがたまたまM部落の区長がそれを知って部落に声をかけた。『M部落に脱穀機がないのなら別だが、あるのに他部落に借りにゆかせるとは部落の恥だ』と。そうして部落は、よってたかってAさんを助けてくれることになった。小さい頃には、『部落の組織に怖しいような感じを受けたものだ』、とAさんはいう。

どういうものか、いまでも部落の中でのAさんの評判はよいとはいえない。『酪農を大きくやるには特別に強い意思がいる。一日もゆるがせにできないからだ。そういう人は、どこか人柄に偏屈なところがあるものだ。自分中心で言いたいことをいう。

堆肥など道にひっちらかして人の迷惑など念頭にない。だから部落でも一人ぼっちで誰も相手にしてくれない。そういう人は経営を拡大しようとしても田を買うことができない。部落で折り合いの悪い人は、少々高い値で買うといつても、売ってもらえないものだ。名ざしで言わなくても、Aさんを指して語られていることが察せられる。

Aさんも、このような評判をよく承知している。そうして、理屈としては分かっているのだが、私の性質が偏屈で、仲々思うできないのだと、自らの部落社会での生き方の心得を、つぎのように語ってくれた。

「私はいま、人間の付き合いが一番悩んでいる。これだけは最高に気をつけないと駄目だ。人間の和は必要だ。何をしようにも、皆に好かれて人氣がなければ目的は達成できない。金のことでもなんでも、部落には絶対に迷惑をかけないということを一条件にしなければならぬ。私だけがこわすわけではないが、道もだまって修理しておかなくてはならない。

部落の政治は、結局、力のあるものに押えられている。昭和三六年に七才で死亡するまで、Eさんは長く区長をやつて部落の顔役だった。Dさん(2番農家)も、現在六六才だが、区会など部落の役は殆んどやつて、部落の顔役の一人である。Dさんなら金もあり、手を長くして待つていて値よく買つてくれ

るだろうし、人間も柔和で穏やかなことをいうから、田を売ろうとする人は、まず、Dさんのところに相談をかける。Dさんに買ひ気がなければ、そのとりまきの濃い人に先に声がかかる。こうして部落での田の売買はDさんの意見のようになってゆく。事実、私が田を欲しがっているのは周知のことなのに、私の知らないうちに田の商いができていってしまう。しかし、いまは自由主義の世の中だから、あの人に売つてはいかん、ということはない。誰に売ろうと売手の自由だ。そのなかで如何に上手に買つてぬけるかが問題なのだ。それを私に売つてもらうには、あたりをよくしておかなければならない。平常ツンケラコンと言つておいて、こちらの都合だけで頭を下げていつても駄目だ。自分が作をふやして栄えるということは、他部落から土地を取ってくるのではない。部落の中から取ってくるのだ。相手がいなくては伸びられない。私が喜ぶときは人は悲しんでいる。だから、金がある、作がある、と鼻を高くしないことだ。相手があつて自分がある。もたれあつて人という字が生まれたのだ。自分一人でこんなになれたと思つてはいけない。自分は人が作つてくれたものだ。自分は部落の人のおかげでこれだけ大きな作をするようになったのだ。だから、いつかは部落に恩返しをしなければならぬ、と思つている。

部落のいき方というものは、そこから先に行けばよいと分か

っていても、答えを出さないでウジウジでゆくものだ。部落の寄合いでも、物を言わんで黙っていて、お前そこにいたんか、と言われる位がよい。対話をして、私が勝てば相手は負けだ。その摩擦を最少限にして、人を讃えながら摩擦をかわさなければならぬ。その人がいなくなったときに「あんな奴」と悪口がでると、＼あの人は良くやる＼と賞める声が出るのでは大変なちがいだ。だから私は、できるだけ表面に出ないように心掛けたいと思う。出ないように心掛けていて、出していただければ出る。こうして私の価値が部落から認められるようになるれば、田も自然に売ってもらえるようになるだろう。人間関係には人一倍苦労しなければ伸びられない。人をけちらしては、いつまでも伸びられるものではない。

私はなまくらではない。節がある以上は敵が多い。出る釘は打たれる。未だに気のゆるせる人がいない。私の心得は、頭を低くして人に迷惑をかけないことだ。あえて摩擦を起こしてまで耕地の集団化をするつもりはない。雑魚でいる間は実力を貯える。八百長なしの真実で、五年かかってでも自分の付き合ひの範囲に、私をたよってくれる人、どんな無理でもきいてくれる人を如何にふやすかがポイントだ。もし私に長の器があり、部落の半分も牛耳ることができたとすれば、そのときは耕地の集団化も土地改良もやれるようになるだろうと思う」。

以上のようなAさんの言い分は、一つの打算だといえるかもしれない。しかし、それはいわゆる経済的打算にとどまらない。いってみれば社会的打算ないしは社会的欲求にもとづく打算である。すなわち、一つには、無理をして強引にことを運んだ場合の部落の反応、はね返りの恐ろしさについて永い目で配慮しているわけだ。しかしそればかりではあるまい。二つには、部落の将来についての責任を自らに課して、それを自分の仕事のやり甲斐と感ずる傾向があるのではないか。そうして部落の人たちは、それを部落の代表選手として盛り立てる意欲を潜めていのではないか。

部落の人たちの心情が、農地移動や請負耕作に対してどのようにかかわっているかを示す一つの例として、Fさんの語った言葉を引用しておきたい。

「請負耕作を頼むにしても、他部落のものに当てるとうりでもちがってくる。部落のものがするなら田をひくのも丁寧だが、よそのものに当ると乱暴になる。畦が少々太くなるうが細くなるうが、草が生えても取りもせず刈りもせず、田が並んでいる家は本当に困る。部落のものならそんなことはない。それに、M部落の田をよその部落のものがきて作っているのは恰好が悪い。M部落の中にもどうぞこうぞ作れる人はいるのだから、よそに作らせる位なら部落の人に作らせればいい。

他人の田でも、よその部落のものに作らせるのでは、自分の身にかかってこなくても惜しいような気がするものだ」。

Aさんの農業経営拡大への意欲に関連して注目すべきは、それがかつての兼業の経験の上に立っているという点である。Aさんはこう説明する。「父が戦死したために小学校五年のときに牛の使い方を憶えた。中学校にも休み休み通学した。父は大学を出ていたし、自分も中学卒業後進学したかったが、金もなかったので、工務課長の叔父を頼って建設省に就職した。仕事はK川護岸工事事務所の測量だった。上役のHさんはもう停年間で測量では最高の腕をもっていたが、学歴がないためになだつが上らず、ギリギリの生活をしていた。〃大学出ホヤホヤの技官補が上にきて、測量のソの字も知らないのに大きなことを言う〃と、おごってくれては、よく愚痴をきかされた。人事移動の際、叔父と将来のことを相談したが、学歴がなくてはそのまま留まっても将来性はないといわれて、百姓に進むことに心を決めた」。

Aさんと並んで経営拡大を進めているDさんの長男も、現在はB型兼業に出ているが、〃農業を大きくやることに比べれば会社の給料は些細なものにすぎないから、条件が整ったら農業に専心した方がいい〃と考えている。

つまりAさんの姿勢は、旧地主層に代表される安定兼業型農

家経営のパターンに対抗して、新しい経営拡大型の農家経営のパターンを創造し、部落に定着させてゆこうとする立場にあるといつてよい。そうしてそれは、〃部落の田は部落のものにつくらせたい〃という部落住民の心情と結びついて、また、給料取りの生活に必ずしも満足できないでいるB・C型兼業層の期待を担う立場でもあるとみることができないであらうか。

Aさんは昭和二八年一八才のときに、早くも部落にさきがけて(母の反対をおしきって)動力耕耘機を手に入れた。興除村の藤田農場から中古の機械を買ってきたのである。昭和四一年の春には、業者も試験場も買うなといった田植機を一八万円で購入して、経営田一町七反の田植を家族三人でやり遂げた。乳牛の尿をポンプでビニール袋に吸い上げて田に撒布するなどして田を肥やしてあるので、田植は少々雑でも人並みの収量は確保できたという。昭和四二年には、百万円を投じて乗用トラックを購入した。

Aさんは水田経営拡大を目指してはいるものの、他家の耕作を請負ったり借入れたりする意思はもっていない。不安定な耕作権のもとで二依半もの小作料を負担するのでは、機械装備への投資とのバランスが保てないというのだ。それよりは多少値をはっても、田を買って自作水田を拡大した方がよいという。

その意味で、最近農協がはじめた稲作の請負耕作には強い不満

をいただいている。自分の年令を考えて土地購入の時期を計算してかかっているのに、請負耕作で当てにしていた田を横取りされたのは大きな痛手だったというのである。

このようにAさんの農家経営は、自分の年配と機械装備への投資と水田獲得への投資とのバランスを配慮した経済合理性追求の姿勢に立ったものだとい応は想定できる。しかし、いわゆる経済合理主義一本やりというわけでもない。いってみればAさんの経営は、人間中心主義なのである。自分の経営の目標は「ゼロ」だというAさんは、その意味をつぎのように説明する。

「私は毎日、前進あるのみだ。ゆけるとときにはゆく。スランプになったら足踏みしている。流れの木の葉のように時代の流れに沿ってゆく。抵抗があれば水の堰でよどんでブラブラしている。」

経営は人間が主体だ。人間が牛を飼い、人間が作物を作っている。作物や牛にしばられていると嫌気がさす。いやならしなければよい。一日餌をとばせば、それだけ乳量は減るけれども、それだけの損失を承知で遊びに出ればよい。他の経営と比較したら気もゆるせなくなるけれども、そんな窮屈なやり方ではアキがきて長持ちしない。筋はちゃんともっているが、いつも崩れている人間が一番しぶとい。これが百姓の天下だ。」

この姿勢は、実は部落本来のものなのではあるまいか。

(四) アンケートの集計結果

われわれは、M部落およびその周辺二部落の計一二二戸の全農家に対して、第一・一六表と第二・二〇表のような質問項目を付したアンケートを実施した。回答内容は精粗まちまちであったが、とにかく全調査票が回収された。わずかに二一枚のアンケートでは、その集計数値から多くを語ることは慎しまなければならぬけれども、興味深い事実もあらわれているので、そのいくつかを紹介しておきたい。

1 「水田経営規模」別分析

水田経営規模を五反きざみに三区分した第二・一六表をみると、昭和三〇年以降の一〇年間に経営規模が大きくなったのは一町以上層に多く、小さくなったのは一町未満層に多く、変わらないのは五反未満層に多い。階層分化の傾向と同時に、零細規模層の停滞をも物語っている。「農業経営の今後の方針」についても同様のことがいえる。一町以上層は水田の増反をはじめ拡大の意欲があるが、零細層は縮小よりも現状維持を指向しており、水田増反の意向さえもある。小型動力機械の普及で、日雇百姓でも稲作の維持のみならず、拡大すら可能なのである。さらに注目すべきは農業の今後に不安をもつものが大規模層に多いことである。農業に真剣に取り組もうとする気持とこの不安とは結びついているにちがいない。「地価を考える立場」で

第2・16表 水田経営規模別集計結果

(単位：%)

回答総数	～49反		50～99反		1町～		計
	実数	%	実数	%	実数	%	
経営地減	55	8	46	19	32	41	14
① 残らない	27	8	25	19	14	24	24
② 大きくなった							
③ 小さくなった							
農業経営の今後の方針	69	6	69	6	36	63	7
① 現状を重点・農業縮小	18	15	15	2	41	21	2
② 兼業田を増やす	2	2	2	4	9	1	2
③ 水田を廃止する	2	2	2	4	9	2	2
④ 野菜園を増やす	2	2	2	4	9	2	2
⑤ 豚・鶏を増やす	8	8	4	4	9	8	4
⑥ 農用機械を増やす	2	2	2	4	9	4	1
⑦ 果樹を増やす	2	2	2	4	9	2	8
⑧ 果樹を増やす	2	2	2	4	9	4	1
⑨ 山を	2	2	2	4	9	4	1
⑩ その他							
⑪ その他							
その場合	10	18	29	8	23	20	13
① 手が足りぬ	18	14	8	10	14	13	13
② あとが足りない	14	20	10	13	32	19	14
③ 資金が足りない	4	2	4	2	5	3	2
④ 土地が足りない	2	2	10	2	27	10	2
⑤ 土地の買手が安							
⑥ 土地の買手が安							
⑦ 土地の買手が安							
⑧ 土地の買手が安							
⑨ 土地の買手が安							
⑩ 土地の買手が安							
⑪ 土地の買手が安							
⑫ 土地の買手が安							
⑬ 土地の買手が安							
⑭ 土地の買手が安							
⑮ 土地の買手が安							
⑯ 土地の買手が安							
⑰ 土地の買手が安							
⑱ 土地の買手が安							
⑲ 土地の買手が安							
⑳ 土地の買手が安							
㉑ 土地の買手が安							
㉒ 土地の買手が安							
㉓ 土地の買手が安							
㉔ 土地の買手が安							
㉕ 土地の買手が安							
㉖ 土地の買手が安							
㉗ 土地の買手が安							
㉘ 土地の買手が安							
㉙ 土地の買手が安							
㉚ 土地の買手が安							
㉛ 土地の買手が安							
㉜ 土地の買手が安							
㉝ 土地の買手が安							
㉞ 土地の買手が安							
㉟ 土地の買手が安							
㊱ 土地の買手が安							
㊲ 土地の買手が安							
㊳ 土地の買手が安							
㊴ 土地の買手が安							
㊵ 土地の買手が安							
㊶ 土地の買手が安							
㊷ 土地の買手が安							
㊸ 土地の買手が安							
㊹ 土地の買手が安							
㊺ 土地の買手が安							
㊻ 土地の買手が安							
㊼ 土地の買手が安							
㊽ 土地の買手が安							
㊾ 土地の買手が安							
㊿ 土地の買手が安							
① 売手として	14	16	10	25	9	12	23
② 買手として	16	18	25	19	36	23	18
③ 財産として	18	16	19	9	9	17	7
④ 財産として	16	18	19	9	45	22	16
⑤ 財産として	2	2	2	2	2	2	1
⑥ 財産として							
⑦ 財産として							
⑧ 財産として							
⑨ 財産として							
⑩ 財産として							
⑪ 財産として							
⑫ 財産として							
⑬ 財産として							
⑭ 財産として							
⑮ 財産として							
⑯ 財産として							
⑰ 財産として							
⑱ 財産として							
⑲ 財産として							
⑳ 財産として							
㉑ 財産として							
㉒ 財産として							
㉓ 財産として							
㉔ 財産として							
㉕ 財産として							
㉖ 財産として							
㉗ 財産として							
㉘ 財産として							
㉙ 財産として							
㉚ 財産として							
㉛ 財産として							
㉜ 財産として							
㉝ 財産として							
㉞ 財産として							
㉟ 財産として							
㊱ 財産として							
㊲ 財産として							
㊳ 財産として							
㊴ 財産として							
㊵ 財産として							
㊶ 財産として							
㊷ 財産として							
㊸ 財産として							
㊹ 財産として							
㊺ 財産として							
㊻ 財産として							
㊼ 財産として							
㊽ 財産として							
㊾ 財産として							
㊿ 財産として							

も、零細農家は売手として、また、財産価値として農地価格を考えているのに対して、一町以上層は買手として、また、農業の収益から農地価値を考えているものが多い。

農地の貸付けに対する態度はどうか。顕著な差異とはいえないけれども、小作料値上げを要求する意向は五反未満層に多く、貸付けを考えないものは五反以上層に多い。つまり、農地を貸付けようとする姿勢は五反未満の零細農家層に強いといえる。農地の借入れに対する態度では、階層差はかなり明瞭となる。借入れについて積極的な回答をしている農家が、五反未満層では一六%、五反一町層では一八%に対して、一町以上層では三二%もいる。反面、借入れを考えない農家は一町未満層に多く、その割合は一町以上層の二倍に及んでいる。

息子の職業および農地の相続についても、微弱ながら階層差をみとめうる。一町以上層ではあとつぎ一人に農業をやらせようとする意欲をもつものが多く、農地もあとつぎのみ相続させようとしている。これに対して、一町未満層にはその意欲が乏しい。しかし、この点については、むしろ、全階層おしなべて、職業も農地の処分も、息子たちの判断にまかせたいと考えているものが多いことに注目すべきであろう。是非とも農業を相続させようとする意欲は全体に弱いのである。

以上、水田経営規模別に集計されたアンケート回答の結果は、

大規模層の農地借入れをも考慮した経営拡大の指向と、小規模層の農地貸付けを考えた経営縮小の指向があらわれていたといつてよからう。ただし、さきにも述べたように、零細層をはじめ全体として現状維持でゆこうとする農家も六割を越えていることを看過してはならない。

2 「地価を考える立場」別分析

第二・一七表をみられたい。「地価を考える立場」別集計も、さきの経営規模別差異と同様の傾向を示している。

地価を「売り手の立場」あるいは「財産価値として」考えている農家には、昭和三〇年以降に経営耕地を小さくしたものが多し、今後の農業経営についても、現状維持ないし兼業重点・農業縮小の方針をとっているものが多い。かれらは農地の貸付けについても小作料が安すぎるといい、高ければ貸付けると答えるものが多い。反面、かれらは農地の借入れについては殆んど全く関心をもっていない。

一方、地価を「買い手の立場」あるいは「農業収益から」考えている農家には、昭和三〇年以來、経営を大きくしたものが多く、小さくしたものが少ない。今後の農業経営についても、水田増反、農用機械や果樹の増加を方針として打ち出し、そのための資金不足、土地不足をなげくものが多い。農地の貸借については特に際立った傾向はないが、とにかく貸付については

第2・17表 「地価を考える立場」別集計結果

(単位:%)

経営の増減	回答数	合計		売却として	財産価値	買手として	農業収益
		75%	100%				
		14	15				
①変わらない	50	40	52	35			
②大きくなった	14	20	26	26			
③小さくなった	36	33	17	13			
①現状を変えない	71	80	43	65			
②兼業重点・農業縮小	14	13	4	9			
③水田を増す	7	13	48	22			
④野菜作を増す			4				
⑤施設園芸を増す		7	4				
⑥乳牛を入れる			9				
⑦豚・鶏を増す			9				
⑧農用機械を入れる	21		17	9			
⑨果樹を増す	7	7	13	4			
⑩山林を増す	7		4	4			
⑪その他	7			4			
①手が足りない	29	40	22	13			
②あとつぎがいない	21	13	9	17			
③資金が足りない	14		30	22			
④土地の売手がいない		13	39	22			
⑤土地が高すぎる			4	4			
⑥土地の買手がいない		7		4			
⑦農業に不安	7	13	9	17			
このこと	回答数	合計		売却として	財産価値	買手として	農業収益
農とくに農地に困る		75%	100%				
①公定小作料安すぎ	50	14	27	17			
②實際小作料安すぎ	14	29	7	4			
③貸すと返さない	29	20	30	4			
④借手がいない	14	47	4	4			
⑤考えたことがない	29		35	4			
困ること	回答数	合計		売却として	財産価値	買手として	農業収益
借り地を借ぎ		75%	100%				
①小作料が高すぎ	64	27	9	13			
②貸手がいない	7	13	9	9			
③返さなくてはいけぬ	29	40	57	70			
④考えたことがない	14						
借入れ条件	回答数	合計		売却として	財産価値	買手として	農業収益
借入れ条件		75%	100%				
①水田なら借りる	14	9	9	13			
②便利な畑なら		9	9	4			
③約束期間の確定		17	4	9			
④とにかく借りたい		4	4	9			
⑤条件悪化すれば借りぬ							
⑥借入れは考えない	71	93	48	43			

関心が薄く、借入れについて積極的な反応を示す農家が多い。さて、このようなそれぞれの立場から、田畑の価格について、どの程度を適当と考えているか。これを示したのが第二・一八表である。この質問項目は、○×式でなく能動的に一定の数字を記入するという最も回答の集まりにくいものであったが、回答総数の六二%がこの欄に記入してくれた。これは、この付近の農家が農地価格に対して強い関心をもっていることを物語るものとみてよいのではあるまいか。

第2・18表 適当と考えている田・畑の価格
(単位・万円)

		平 均	売り手として	財産価値として	買い手として	考えて 農業収益から
中	田	26 5	37.5	27 5	20 8	23 1
中	畑	9 2	12 5	10 9	6.8	8 2

地価に対する関心の高さを裏書きするように、アンケートの集計結果はそれぞれの立場をよく反映した数値を示している。「売手として」の立場から考えられた地価が最も高く、「財産価値として」、ついで「農業収益からみた」地価がそれに続き、「買い手として」の地価が最も安い。この順序は水田についても畑についても

同じである。

3 「農地貸借の条件」別分析

農地貸付けの意思を示したものの僅かに二四戸、借入れの意思を示したものの僅かに一八戸で、きわめて少ない。最近の農地の流動化からみて、この意思表示は少なすぎるように思えるが、その当否はいまここでは判定できない。とにかく集計値を第二・一九表に掲げておく。回答数が少ないので分析はひかえるが、全体として、貸付ける立場、借入れる立場、それぞれ理にかなった傾向の集計値が出ていることは、当然とはいえ、興味ぶかい。

4 「農政に対する不満・意見」

農政に対する不満ないし意見を自由に記入してもらった結果を、適当に分類して集計したのが第二・二〇表である。不満ないし意見の表明者が回答総数の二六%に及んだというのは、自由記入の欄であるだけに、かなり高い比率だとみてよいのではあるまいか。

米価を引上げよという要求は、最も多く、全階層から出されている。「旧地主を保護せよ」という分類項目の内容は、小作料値上げ、貸付地の引上げ等をふくむ農地法改正を要求するものであるが、この声は零細層に多い。恐らく旧地主の声である。

第2・19表 「農地貸借の条件」別集計結果 (単位 回答実数)

		実 数				実 数	
		貸付ける	借入れる			貸付ける	借入れる
		24	18			24	18
経営増耕地減	①変わらない	9	8	農地に困ることを貸すこと	①公定小作料安すぎ	14	4
	②大きくなった	5	5		②実際小作料安すぎ	4	1
	③小さくなった	7	4		③貸すと返さない	9	4
農業経営の今後の方針	①現状を変えない	17	8	貸付け条件	④借手がない	2	2
	②兼業重点・農業縮小	4	1		⑤考えたことがない	3	8
	③水田を増す	2	10		①小作料が高ければ	21	3
	④野菜を増す	1	1		②返してもらえるなら	7	1
	⑤施設園芸を増す	1	2	③貸付けは考えない	10		
	⑥乳牛を入れる		1	④その他	2		
	⑦豚・鶏を増す	1		農りに困るときを借ること	①小作料が高すぎ		1
	⑧農用機械を入れる	1	4		②貸手がない	4	5
	⑨果樹を増す	1	1		③返さなくてはならない	2	2
	⑩山林を増す				④考えたことがない	10	2
	⑪その他	2		借入れ条件	①水田なら借りる	2	4
その場合に困ること	①手が足りない	8	2		②便利な畑なら	1	4
	②あとつぎがない	9	1		③約束期間の確定		8
	③資金が足りない	1	9		④とにかく借りたい		4
	④土地の売手がない		9		⑤条件悪化すれば借りぬ		2
	⑤地価が高すぎる				⑥借入れは考えない	18	
	⑥土地の買手がない	1		息職子の業	①分家して農業		
	⑦農業に不安	4	2		②1人だけ農業	7	5
地価を考える立場	①売手として	10	2		③子供に選ばれる	13	11
	②買手として	2	8	農した地をいどかう	①あとつぎ1人へ	4	7
	③財産価値として	6	1		②他の子供にも渡す	4	2
	④農業収益から	4	8		③均等に渡す		
	⑤その他		1		④子供にまかせる	11	9

▲ノード▼

農民階層と農地移動

瀬戸内水田集落と関東畑作集落

第2・20表「農政に対する不満・意見」集計結果

(単位 回答実数)

	～4 9反	5～9.9反	1町以上	計
回答総数 (A)	51	48	22	121
不満・意見表明者数 (B)	13	11	8	32
(B/A)	(26%)	(23%)	(36%)	(26%)
米価を引上げよ	3	5	2	10
旧地主を保護せよ	4	3		7
専業農家に土地を	4		3	7
農業への長期低利融資を	1	1	5	7
国策は農業を忘れては	1	1	3	5
農民年金制をつくれ	2	1	2	5
農業の基盤整備	1	2	1	4
税金の軽減	2	1		3
農業指導員を充実せよ	1		1	2
政府は都市流出を援助せよ		1		1
農作業の職安をつくれ		1	1	2
農作業の委託機関をつくれ		1		1
農業労賃を引上げよ	1			1

AノートV

農民諸階層と農地移動

瀬戸内水田集落と関東畑作集落

二二八

「専業農家に土地を」という要求は、零細層と大規模層の双方から出ているが、農地流動化という側面から農地法改正を求める声として注目すべきである。大規模層からの声の一つを紹介しよう。『農地を拡張しようとする人に対しては、なにもかも積極的に指導すること。二種兼業対策をもう少し考えて下さい。これは、つぎの意見に結びつくものであろう。』相変らずの日本式零細農では駄目だ。転業して都会に出る人にも政府の強力な援助を望む。

この外にも注目すべき要求が提出されている。その一々を紹介できないのは残念だが、最後に、「国策は農政を忘れては」という意見に代表されるいくつかの声を紹介しておくことにしたい。『マスコミがあまりにもさわぎすぎる。例えば米の問題など、昭和三七～八年は大変余っているようなことを言って、三九年には早くも不足というように、いまの日本の農政は農民をうろたえさせているではないか。』最近、産業道路などの整備にはみるべきものがあるが、これと見合うくらいに興農施設を各所に作って、農業に対する絶望観を、興農意欲ムード盛り上げの方向にもってゆく政策が望ましい。

三、畑作集落の場合——茨城県——

(一) 調査地のあらまし

1 調査地U町の概況

調査地U町は、水戸市の北々東約四〇キロメートル、久慈川右岸に位置し、川に沿って開けた水田部とそれを見下す台地上の町集落、および畑地部から成っていて、台地上の北から西にかけての低い山地によって隣接N町と画されている。町集落は水戸・郡山を結ぶ国道に沿っており、またこの国道とほぼ併行して国鉄が走り、町域内に二つの駅を持つが、一步これを離れば純農村の風景が展開する。最近台地上の畑地部に国道のバイパスが建設されたが、まだその沿道の農地転用はあらわれない。

現U町は旧U村が昭和九年に昇格して町となり、戦後旧S村と合併、また旧K村の一部を編入して現在に至っている面積からいって小規模な町である。総面積は一五平方キロメートル、耕地率は五二%、うち水田率はほぼ四六%であって、水田は前記久慈川沿いに主として開けているが、そのほか畑の間にほぼ山裾に帯状に不規則に散在している。総世帯数は一四四六世帯、人口六八三二人であって、人口密度は平方キロメートル当り四五六人(以上昭和四〇年)と、郡部のうちでは可成り高い

が、これは町集落に比して合併された農村部の面積規模が小さい結果である。

このU町のうちを中心でもあり、また調査集落を含む旧U町の農業の動態を諸センサス結果によって以下の四表に簡単にしよう。第三・一表に見るように、農家戸数は昭和二五年以降一貫して減少を続けている。耕地は昭和三五年までは増加、以後は減少に転じている。その間に畑地の水田化を含めて水田比率

第3・1表 農家数と耕地—旧U町—

	昭 25	昭 35	昭 40
総 戸 数 (戸)	967	—	—
農 家 戸 数	598	566	540
(同 指 数)	(100 0)	(94 6)	(90 3)
経 営 耕 地 (町)	409	430	399
田 圃	178	194	183
普 通 畑 地	226	233	208
樹 園 地	6	3	7
1戸当り経営耕地(畝)	68	76	74
水田	30	34	34
水 田 率 (%)	43 5	45 1	48 6

資料：各年センサス結果表。

は増加して来ているが、四〇年センサス結果でも四八・六%である。一戸当り経営耕地は七反弱から七反余であるが、水田

第3・2表 専兼業別農家数 一旧U町一

				昭25	昭35	昭40	昭35~40年 の増減
農 専 兼	家 業 業	総 農 農	数	戸	戸	戸	戸
			家	598	566	540	-26
			業	343	194	95	-99
			業	255	372	445	+73
第 一 種 兼	総 業 業	職 賃 出 人 自 営	員	98	199	201	+2
			働		56	46	-10
			き		68	62	-6
			日		2	3	+1
			兼		20	76	+56
			業		47	14	-33
			数	157	173	244	+71
			員		58	88	+30
			働		32	65	+33
			き		0	2	+2
第 二 種 兼	総 業 業	職 賃 出 人 自 営	員		11	23	+12
			働		72	66	-6
			日				
			兼				
			業				
			数				
			員				
			働				
			き				
			日				
比 率	専 兼	業 業	%	57.4	34.3	17.6	
			%	42.6	65.7	82.4	
			%	16.4	35.1	37.2	
			%	26.3	30.6	45.2	

資料：各年センサス結果表

第3・3表 農家人口と就業状況 一旧U町一

	昭35 (A)	昭40 (B)	増 減	(B)/(A)	男子 比率	
					昭35	昭40
農 家 総 人 口	(3,024)	(2,760)	(-264)	(91.3)	%	%
うち男	1,473	1,328	-145	90.1	48.7	48.1
うち女	1,551	1,432	-119	92.3		
15才以下の総人数	(984)	(867)	(-117)	(88.1)		
うち男	492	427	-65	86.8	50.0	49.2
うち女	492	440	-52	89.4		
16才以上の総人数	(2,040)	(1,893)	(-147)	(92.8)		
うち男	981	901	-80	91.8	48.1	47.6
うち女	1,059	992	-67	93.6		
16才以上就業者総数	(1,638)	(1,591)	(-47)	(97.2)		
うち農業だけに従事	1,074	815	-259	75.9		
うち農業主兼業に従事	40	118	+78	295.0		
うち兼業主農に従事	305	361	+56	118.4		
うち兼業だけに従事	219	297	+78	135.6		
同上構成比	%	%				
農業のみ	65.6	51.2				
農業主兼業	2.4	7.4				
兼業主農	18.6	22.7				
兼業のみ	13.4	18.7				

資料：各年センサス結果表。

ノット

農民階層と農地移動

瀬戸内水田集落と関東畑作集落

一三〇

第3・4表 経営耕地規模別農家数他 一旧U町一

	昭 25	昭 35	昭 40
農家総数(戸)	(598)	(566)	(540)
~3反	151	112	108
3~5	115	93	98
5~7	}	92	75
7~10		104	105
10~15	118	128	109
15~20	30	33	39
20~25	}	2	6
25~30		2	0
例外規定	0	2	0
家畜頭数(頭,羽)			
乳用牛	5	16	36
役肉用牛	86	142	71
馬	14	6	1
豚	146	185	146
にわとり	334	324	270
農機具(台)			
動力耕耘機		(0) 5	(0) 147
動力噴霧機		(2) 3	(0) 21
トラック,オート三輪		(0) 2	(1) 10

資料：各年センサス結果表。

注。()は共有または組織有

率の低さを考慮すれば詳細である。
最近の高度経済成長の影響は、ここでは農家数の減少よりもより多く兼業化の形をとってあらわれていることは他とかわりはない。第三・二表のごとく昭和二五年当時六割近くであった専業農家は、四〇年には二割に満たないものとなっている。そして自営兼業農家はむしろ減少して専ら被傭兼業が増大するが、そのうち職員・賃労働の恒常的勤務の増は第二種兼業の増

としてあらわれ、人夫日雇の増の多くが第一種兼業の増としてあらわれているのが昭和三五年以降五年間の動向である。この五年間に農家人口も一割近くの減少を示すが、一六才以上の就業者の数はそれほど大きく減少していないことは第三・三表に示される。就業者は三%弱の減少でしかないが就業状況は大きく変っている。兼業従事者が大きく増加しているが、その中には農業を主とする兼業従事者の増加が率としては大きくあらわれている。人夫日雇兼業農家の増加と照

応しよう。

農家の規模別構成は昭和二五・三五年の二〇年間は一方での脱農と他方での全般的上昇傾向があったが、その後の五年間には一・一・五町層を分岐点とする上下への分化傾向があらわれて来ている。一方での兼業化の進行と共に農民層の分化も進行しているごとくであり、その背景として自動耕耘機等の導入は一般にまだ低度であるが進行している。第三・四表を見られたい。

ところでこの旧U町での農業生産の内容はこの一五年間に可成り変貌している

といてよい。水稲生産は安定的であるが、畑作について昭和二五年当時生産の中心であった大・小麦、甘藷が激減して、麦類の中ではビール麦、それに蔬菜類の作付が急増している状況を第三・一図に主たるものについて示した。普通畑作からの姿貌過程を見ることが出来る。

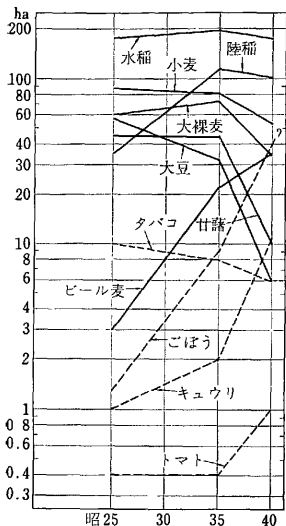
2 調査部落について

以上に述べたのは旧U町全体の動向である。前に述べたように旧U町のうちには久滋川沿いの水田地区と台地上には街道の町場と普通畑を中心とする畑地区との三つの類型の集落がそれぞれ含まれている。われわれが対象としたK部落はその第三の

型に属する。従ってこの部落では耕地の七割近くが畑であり、また三割の水田も畑地のうちに帯状に連って、形状も不規則で水利も最近にやっと安定したというような条件の悪い田が多い。また畑のうちの四分の一近くが後に述べる山間の開墾畑であり、土質・環境・道路等の面で条件の悪いものが多く可成り粗放な利用がされている。

ここでは昭和二〇年からのこの二二年間に農家戸数は三四戸から三九戸へとかえって増加している。この戸数増加は終戦直後の帰農・分家等による部分が多いけれども、それ以後について昭和二五年から見ても一戸の増加である(第三・五表)。こ

第3・1図 主要作物の作付面積の変化
—旧U町—



資料：各年センサス結果表。

れは転入三戸、不耕作地主自作化一戸、分家四戸計八戸の増と、転出三戸の減との差引の結果である。戸数の増に対して農家人口は昭和二五年の二〇二人から四〇年一六五人と一八%の減少を示すが、そのうちでは一五才以下の人口の減少の著しさが目立っている。そして一六才以上は僅か二%強しか減少していないが、そのうちでは安定的な兼業従事者の増加が目立っているし、更に近年夫日雇に従事する者が急増している。これらの点も後に見よう。

第3・5表 K部落の農家・耕地の推移

	昭 20	昭 25	昭 35	昭 40
農家戸数(戸)	34	38	36	39
耕地(反)				
貸付地	104	59	48	45
うち{田畑}	(41 63)	(24 35)	(19 28)	(17 28)
自作地	199	259	333	338
うち{田畑}	(80 119)	(101 158)	(105 228)	(108 230)
小作地	112	53	34	30
うち{田畑}	(38 74)	(17 36)	(11 24)	(9 21)
経営耕地	310	311	367	368
うち{田畑}	(117 193)	(117 194)	(115 252)	(116 251)
1戸当り経営耕地(畝)	91	82	102	94
うち水田	34	31	32	30
農家人口計(人)		202	183	165
うち{男女}		(91 111)	(81 102)	(69 96)
15才以下		70	58	36
うち{男女}		(33 37)	(26 32)	(17 19)
16才以上		132	125	129
うち{男女}		(58 74)	(55 70)	(52 77)
安定兼業従事者		8	12	29
うち{男女}		(6 2)	(7 5)	(16 13)

注. 農地動態調査および個別調査結果

- (2) 本表には農地改革の結果も含まれているが、貸付地の所有権の小作人への移動のうち、農地改革によるものは区別して、「被買取」および「売渡受」として別に示した。
- (3) 自作地の増加のうちに、ここでは未墾地の売渡を受けたものの比重が高いので、それは区分して示してある。
- (4) 自作地の売却のうち、用水路敷地として提供したものとおよび国道バイパス等道路用地として買取

(二) 農地移動の諸様相
終戦以降二三年間のこのK集落における農地移動の全体を五年毎に一括して第三・六表に示した。表の示す内容について若干の説明が必要であろう。

(1) 本表では貸付地・自作地・小作地・経営地のそれぞれに

ついて、毎五年間の増減を示すようにしてある。その意味で例えば貸付地の取上げによる自作化で、小作人がこの集落内に居住している場合には「貸付地の減少」「自作地の増大」「小作地の減少」のそれぞれに示されて来ることになる点は表を見られるときに注意されたい。

第3・6表 年次別農地動態

(単位 畝, 以下4捨5入)

		昭20~25	25~30	30~35	35~40	40~42	
期首	貸付地	1,050	594	487	477	447	
	自作地	1,987	2,585	3,218	3,328	3,377	
	小作地	1,117	529	373	341	301	
	経営地	3,104 ⁷⁾	3,115	3,591	3,670	3,678	
貸付地	増	25	8	-	-	-	
	減	被売引	446	-	-	-	-
		買取	35	105	10	13	3 ¹⁾
自作地	増	渡地引受	591	-	9	9	-
		自作地買受	-	11	26	13	-
		自作地買受	35	105	10	13	-
		自作地買受	-	0	26(2)	23(2)	-
		自作地買受	-	607	-	-	-
	減	自作地売却	-	△ 29(1)	△ 7(1)	△ 5(1)	-
		自作地売却	-	△ 45	-	-	△ 28
		自作地売却	△ 25	△ 8	-	-	-
		自作地売却	△ 3 ¹⁾	△ 8 ⁵⁾	-	△ 63 ⁶⁾	-
		自作地売却	-	-	-	-	-
小作地	増	借入	26	4	18	-	-
		利譲	46	-	-	-	-
	減	自作地返渡	591	-	9	9	-
		自作地返渡	△ 35	△ 109	△ 15	△ 19	△ 5
		自作地返渡	△ 33	-	-	-	-
小作地	-	△ 41 ⁷⁾	-	-	-		
貸付地差引増減		△ 456	△ 107	△ 10	△ 30	△ 3	
自作地		599	633	110	48	△ 28	
小作地		△ 588	△ 156	△ 31	△ 41	△ 5	
経営地		11	476	79	8	△ 33	
期末	貸付地	594	487	477	447	444	
	自作地	2,585	3,218	3,328	3,377	3,349	
	小作地	529	373	341	301	296	
	経営地	3,115	3,591	3,670	3,678	3,645	

ノット 農民階層と農地移動 — 瀬戸内水田集落と関東畑作集落 —

注 1. 1) 道路, 2) 転入者自作地, 3) 分家自作地及び山林耕地化, 4) 分家宅地化, 5) 不毛, 実測減, 分家宅地, 6) 分家, 7) 小作農転出(農家のまま).

2 ()内は該当戸数.

3. K集落居住全農家の集計.

されたものについては、自発的な売却とは性格が異なるので、区分して示した。

(5) そのほかに注記に示すような変動があるが、必要に応じで以下に触れることとする。

1 小作地・貸付地の自作化

農地改革前の昭和二〇年には、この集落の農家は二〇町弱の自作地と一町強の小作地と併せて三一町の耕地を経営し、それと重複して一〇町の貸付地を保有していた。それがその後二二年間に自作地三三町強と三町弱の小作地とで経営耕地は三六町強、それと重複しての貸付地四町弱という状況である。農地改革の過程を含めて当然あらわれる自作化と経営耕地の拡大とが見られるわけであるが、その内容の変化について見よう。

先ず自作化過程を時期別に見れば、当然農地改革が実施された二〇～二五年が最も顕著であるが、それに次ぐ二五～三〇年の間にも比較的強い自作化が見られ、以後も若干ではあるがその過程が進行している。ところで、此処での自作化過程の内容を見るならば、農地改革過程の動態を除いて見ると、所有権の売渡しによる自作化が貸付地について三反強小作地について五反であるのに対して、貸借の解除による自作化は、貸付地の取上げとして一町六反強、小作地の返還として一町八反強となっていて、小作関係の消滅における所有権の相対的な優位が極

めて明瞭に示されている。特にそれは農地改革の次の時点である二五～三〇年の自作地化（貸付地・小作地各約一町）の大部分が土地取上げによるものであることに強く示されている。三〇年以降の動向は事例も少なく明瞭な傾向をとらえ難い。

2 自作農地の動態―未墾地開放と自作地売買―その他

このような自作化過程に伴って自作地は増加を続けて行くが、増加割合は減少して行き、最近になって国道バイパス用地の収用によって縮小に転じている。この自作地の動向についても若干立ち入って見よう。

面積としてとらえれば、二五～三〇年の間になされた未墾地の売渡しが六町強と、ここでは一番大きい数字を示している。これは集落の東北部に隣接N町と境する低い山地で、町有の雑木林であったものが、戦時中に若干開墾され、また戦後には入植開拓地となったものにこの集落の二、三男も参加したもので、および地元増反の形をとったもので、昭和二七年に所有権の移転が行なわれている。この開墾地は一般に地味が悪く運搬労力がかかり、雑草・雑木に悩まされる所が多く、現在の利用度は農家毎に区々で正確にはとらえ得ないが全般に極めて低い。この未墾地が多く、農家の経営に組込みまれた結果は、この部落の農家階層の把握を困難にしていることは別に見るごとくである。

他方で自作地所有の縮小の中では、用水路および道路への耕地の転用が七反強ある。これらは全農家に及ぶものではなく、該当地が他律的に決定されるという意味で、農家の動向を示すものではない。

以上の二つの事態による自作地所有の増減に比べれば、自作地の売買による移動は極めて少ないといえる。自作地の買入は二二年間に五反弱、自作地の売却は四反強にすぎない。件数はそれぞれ四件および三件である。

個別に見よう。自作地の売却の二五〇年の一件二反九畝は、農地改革時に貸付地畑二反九畝のうち半分の返還をうけて経営をはじめた職員兼業農家が、残りの半分を更に返還をうけた上で同町の町場に転居し、その後集落外の農家に売却したものである。三〇〇三五年の一件畑七畝は、安定兼業化した農家（当時耕作規模一町七畝）が家族の療養費と葬祭費に充てるため売却したもので、購入したのは部落内の団鉄勤務で規模三反の兼業農家である。三五〇四〇年の一件五畝（うち水田一畝弱）は、当時耕作規模一町六反強の農家が貸付け水田一反三畝の返還を求め、その代わりに返還前七反弱の自小作農に自作地を売却したものである。以上の三件にすぎない。

自作地購入の四件を見よう。この四件は三戸の農家によって担われている。そのうちの二件は、前記の三〇〇三五年の七畝

を購入した零細兼業農家、および三五〇四〇年の土地取上げを受けた代償に五畝を購入した小規模自小作農である。残る二件は、三〇年当時一町二反強の自小作専業農家が三〇〇三五年の間に畑一反九畝を、三五〇四〇年の間に水田一反八畝を購入したもので、その限りで経営展開を思わせるが、その反面四〇年までの間に二反七畝の小作地の返還があり、また弟の分家のために一反五畝を分与しているので、その効果も限られている。

このように見てゆくならば、この調査地での自作地売買をとおしての農地の移動は、二二年間をとおして量的に極めて少ないものであり、質的にも農家構成の動態の一定の方向を示すとはいえない。強いていえば、売却のうち土地取上げと関連するものを除いた二件が、いずれも安定兼業農家である点、および購入農家のうちの二戸が小作地返還・分家への分与にも不拘わらず、農業への傾斜を崩さないだけの規模を確保しようとしていた点に、岡山県に見た動向と照応する姿といえないこともないが、ここで見る限りは一般的動向としてはとらえ難い。

自作地の貸付けおよび新規借入も表示のように少ないし、また最近に至っては全く見られない。しかもそのうちには分家に農地を分与する際に、所有権を分与せず使用貸借の形で二反の事実上の分与を行なっているものが含まれているから、内容からいえば量的に少ないことになる。もっとも正確にとらえるこ

とが出来なかったので表示はしていないが、耕地の大部分は事實上貸しているのだらうといわれる農家が戸ある。帳簿上の現耕作面積は八反弱であるが、世帯主は戦前から教員で、現在定年退職後私立高校の教員を続けており、子供達は男子が五人あるが、すべて他出して小企業主・教員・東京魚市場勤務・養子等で農業から離れている。これも此処では特殊事例といえようが、前記岡山県の場合と対比すれば、戦前からの安定兼業と貸付地所有を併せた階層の動態の一類型としてとらえよう。しかし僅かに一件にすぎない。

3 調査部落での農地移動の性格

このように見てくるならば、この調査地での二二年間の農地の動態は、農地改革・未墾地開放・用水路・道路敷地の買収というような他律的要素の強いものが量的に多くを占めていて、農家相互間のいわば農業内の動態は、小作地取上げを主としていて、自作地売買等の動きは極めて少ない。

若干協道にそれるけれども貸付地Ⅱ小作地の動態について、二三の点を見ておこう。それが主として関連するのは旧自作別階層であるので、その区分に従って前表と同じ内容を整理したのが、第三・七表である。前にも述べたようにこの調査地では一方で貸付他方で借入れていた農家が可成り多いが、ここでは差引き純貸付けあるいは差引き純借入面積を基準にして自小

作別階層を分けた。農地改革による買収・売渡と小作地引上げとを対比して見よう。買収をうけたものは当然旧貸付層に多いが、旧小作層の例外的な貸付地はそのまま買収されている。そして小作地の売渡しは当然小作・小自作層等に多いが、旧貸付層の借入地五反弱のうち四反弱はそのまま売渡し、また一反は分家に際して耕作権を譲渡した上でその分家が売渡しを受けているので、結果旧貸付層の借入地は全て解放されている。この旧貸付層と旧小作層との対比の中で数量的に僅かな旧自作・小自作層の貸付地の推移を見るならば、これは農地改革によってではなくて、主として小作地引上げによって減少している。土地取上げはその限りでは旧貸付層のみの特徴ではなくて、この地域における一般的な行動であったといえよう。ともあれ一町六反強の土地取上の三分の二に近い部分は旧貸付層によってなされている。そして対応する小作地返還の同じく三分の二に近い部分は旧小作層によって負担されているわけである。

このような旧小作層を中心としての土地取上げには一つの条件があったと思われる。それは未墾地開放である。表に見るように、六町歩の未墾地の半ばに近い二町八反が旧小作層の一〇戸に配分されているわけである。このような配分が前に述べたような未墾地の土地条件を考えると、既耕地のどれだけと対比しうるかは疑問であるが、一応の代替地と考えられる。と

第3・7表 農地動態自小作階層(旧)別總括表(單位・畝,以下4捨5入)

期首	貸自小経	付作營	地地地	旧	旧	旧	旧	旧	新設		
				貸付層 13戸	自作 2戸	自小作 5戸	小自作 5戸	小作 10戸	自作 4戸	小・小 作 3戸	自 小 自
期首	貸自小経	付作營	地地地	979	—	39	20	13			
				1,419	180	277	112	—			
				47	—	159	320	591			
期首	貸自小経	付作營	地地地	1,466	180	436	432	591			
				33	—	—	—	—			
				426	—	7	—	13			
期首	貸自小経	付作營	地地地	31	—	—	—	—			
				118	—	24	20	—			
				37	—	98	161	303	—	10	
期首	貸自小経	付作營	地地地	—	—	5(1)	26(1)	18(2)	—	—	
				118	—	24	20	—	—	—	
				0	—	—	37(1)	13(2)	—	—	
期首	貸自小経	付作營	地地地	56	9	83	49	282	—	129	
				1 ⁵⁾	—	—	—	—	109 ²⁾ _{B)}	—	
				△42(3)	—	—	—	—	—	—	
期首	貸自小経	付作營	地地地	△23	△2	△27	△16	△5	—	—	
				△33	—	—	—	—	—	—	
				△1 ⁷⁾	△23 ⁸⁾	△20 ⁹⁾	△19 ¹⁰⁾	△3 ¹¹⁾	△9 ¹²⁾	△3 ³⁾	
期首	貸自小経	付作營	地地地	—	—	—	4	18	—	26	
				11	—	10	—	11	—	14	
				37	—	98	161	303	—	10	
期首	貸自小経	付作營	地地地	—	—	5	26	18	—	—	
				—	—	△23	△32	△109	—	△5	
				△21	—	—	△11	—	—	—	
期首	貸自小経	付作營	地地地	—	—	—	—	△41 ⁴⁾	—	—	
				△542	—	△31	△20	△13	—	—	
				113	△16	163	257	601	100	136	
期首	貸自小経	付作營	地地地	△47	—	△116	△226	△442	—	24	
				66	△16	47	31	159	100	160	
				436	—	8	—	—	—	—	
期首	貸自小経	付作營	地地地	1,532	164	441	369	601	100	136	
				—	—	43	94	149	—	24	
				1,532	164	483	463	750	100	160	

▲ノート▼ 農民諸階層と農地移動 — 瀬戸内水田集落と関東畑作集落 —

注 1. 1) 転入者自作地, 2) 分家自作地, 3) 分家宅地化, 4) 小作農転出(農家のまま), 5) 山林耕地化, 6) 分家用宅地化, 7) 不毛化, 8) 9) 10) = 分家, 11) 実測減, 12) = 3) 6).

2 ()内は該当戸数.

3. K集落居住全農家の集計.

いうよりは、むしろ未墾地の獲得が、この部落での土地取上げをこれだけの規模で行なわせる要因であったとも思われる。

ところでこの貸付地・小作地の変動を田畑別にとらえ、更に相手方がこの部落内のものかそうでないかを分けてとらえると、若干興味のある結果が出る。それを第三・八表に示した。繁雑を避けて主要な点を述べよう。先ず貸付地。昭和二年当時の貸付地約一〇町は四割強を買収によって、また二割弱を売却または引上げによって縮小して現在その四割強が若干の貸付層を含めて現在残っている。この概略の動きは田畑を分けても大きな差はない。ところが小作人が部落内か否かを分けるといくつかの点に差が出て来る。

そのうちで最も目立つのは土地取上げの差異である。部落内貸付けは旧貸付地の二四%弱が取上げの対象となっているが、部落外貸付けについては取上げは旧貸付地の四%に満たない。田畑を分けて見れば、部落内貸付水田は三八%が取上げの対象となっており、農地改革による解放二八%をはるかに越えている。部落外貸付水田の取上げは六%弱であり、解放率は改革後を併せれば五二%におよぶのとは全く対照的である。畑については解放率、取上率共に部落内貸付地が高く、部落外貸付畑は残存率が極めて高く、その差異は明瞭であるが、それが何を示すかは了解し難い。小作地について見ても上記の貸付地と類似

の差異が部落内外について見られる。違うのは小作地の場合には、部落外からの借入畑も極めて高い割合で解放を受けている状況が水田の場合と同じであるという点である。

ともあれここでの農家間の経営耕地の移動の中で大きな部分を占める貸付地・小作地の自作地化について、相手方が部落か否かによって動向が全く違う事實は注目してよいと思われる。そしてこの農地移動の中で大きな比重を占めている土地取上げが大部分部落内で行なわれていることを確認するならば、ここでは農地改革後においても、旧小作別階層が現実的な意味をもって作用したということが出来るであろう。

そして、農家の経営力・経済力その他の事情を背景においてあらわれると思われる農地移動II自作地売買は、前に見たごとく極めて少ない。この点は岡山県の事例と比べれば全く対照的であるが、それはどういう事情によるものか。次に農地流動化の一つの基礎をなすものとしての労働力の流動化の様相を見て見よう。

(三) 農家人口の動態と存在形態

序説で述べたように、現在の時点での農地移動を問題とする場合に常識的に前提となっているものは、昭和三〇年代以降明確になって来た農工間所得隔差を根拠とすると思われる農家勞

第3・8表 貸付地・小作地の変動，および部落との関連（昭20～42年）

(単位 畝，以下4捨5入)

▲ノート▼

農民階層と農地移動

瀬戸内水田集落と関東畑作集落

二四〇

I 貸付地	貸付地計			小作人集落内			小作人他集落				
	田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計		
実 面 積	20年当時面積	411	638	1,050	155	466	622	256	172	428	
	以後増	賃借の受	11	22	33	11	9	20	0	13	13
		賃借の他受却上	167	279	446	44	234	277	124	45	169
	以後減	賃借の他受却上	12	20	32	0	16	16	12	3	15
		賃借の他受却上	74	87	161	60	87	147	15	0	15
差引増減	-242	-364	-606	-92	-328	-420	-150	-35	-186		
42年現在面積	169	275	444	63	138	201	106	137	242		
指 数	20年当時面積	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	以後増	賃借の受	2.7	3.5	3.2	7.1	2.0	3.2	0	7.5	3.0
		賃借の他受却上	40.7	43.7	42.5	28.1	50.1	44.6	48.3	26.2	39.4
	以後減	賃借の他受却上	2.9	3.1	3.0	0	3.5	2.6	4.7	1.9	3.6
		賃借の他受却上	18.1	13.6	15.4	38.3	18.7	23.6	5.8	0	3.5
差引増減	-58.9	-56.9	-57.7	-59.2	-70.4	-67.6	-58.8	-20.4	-43.4		
42年現在面積	41.1	43.1	42.3	40.8	29.6	32.4	41.2	79.6	56.6		
II 小作地	小作地計			地主集落内			地主他集落				
	田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計		
実 面 積	20年当時面積	376	741	1,117	155	466	622	220	275	496	
	以後増	賃借の受	11	37	48	11	9	20	0	28	28
		賃借の他受却上	23	23	46	23	23	46	0	0	0
	以後減	賃借の他受却上	205	387	592	44	225	268	161	162	323
		賃借の他受却上	9	58	67	0	16	16	9	42	51
差引増減	81	102	183	60	87	147	22	15	37		
42年現在面積	23	10	33	23	10	33	0	0	0		
指 数	20年当時面積	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	以後増	賃借の受	3.0	5.0	4.3	7.1	2.0	3.2	0	10.0	5.6
		賃借の他受却上	6.0	3.2	4.1	14.6	5.0	7.4	0	0	0
	以後減	賃借の他受却上	54.2	52.2	53.0	28.1	48.2	43.2	73.1	59.0	65.2
		賃借の他受却上	2.3	7.9	6.0	0	3.5	2.6	4.0	15.3	10.3
差引増減	21.6	13.8	16.4	38.3	18.7	23.6	9.8	5.5	7.4		
42年現在面積	6.0	0.1	2.9	14.6	2.1	5.2	0	0	0		
差引増減	2.9	4.0	3.7	0	4.9	3.7	4.9	5.9	5.4		
	-78.3	-71.1	-73.5	-59.2	-70.4	-67.6	-91.9	-72.3	-81.0		
42年現在面積	21.7	28.9	26.5	40.8	29.6	32.4	8.1	27.7	19.0		

注 1) 畑13.5畝，権利移動により集落内農家が小作人となった。 2) 畑13.8畝
小作人が耕作を続けながら他集落へ移住した 3) 畑8.9畝，改革時先渡保留
となった国有地（元地主は集落内） 4) 田10.8畝畑30.0畝は小作人が他集落
へ移住して減，うち畑13.8畝は地主集落内（上記2）を見よ）

働力の大量の農業外への流出が、多かれ少なかれ一部での土地過剰を生み出し、自作地売買あるいは新規貸付けの形を生み出しているという理解であろう。そのような状況が一応進行しているとして、その程度なり動向なりの示すものを捉えたいというのがここでの問題の出発であった。しかし前に見たようにこの調査地では自作地の売買も極めて数少なく動向をとらえ難いし、新規貸付けの動きもまた極めて少ない。それならば考え方の前提として置かれていた農家労働力の流出がここでは特に少ないのか、以下にその点を見よう。先に結論をいうならば、流出は他出および兼業の形態で他処と同様に進行していること以下に見るごとくである。

1 労働力流出の規模と時期

以下には調査部落における農家人口の就業状況および転出、転入を第三・九表によって述べるが、この表の示す数字について若干の説明が先ず必要であろう。

(1) 本表の基礎は各家族の昭和二五年以降各五年毎および昭和四二年の状況をとらえたものである。その数字は表の前半に示されている。その時点別の差を生み出しているのが表の後半に示される移動である。

(2) 前に見たように、この部落の戸数は昭和二二年に三五戸、以後新設七戸、離村三戸（うち一戸は新設農家の離脱）で

現在三九戸であるが、この表は二二年間継続している三三戸のみについての数字である。なお昭和四〇年以降の出生数は正確にとらえなかつたので除いた。

(3) 区分としては、男女別に一六才未満、一六才以上六〇才未満の就学者・有業者・無業者、六〇才以上の有業者・無業者に分け、更に有業者は恒常的兼業従事者と六〇日以上農業従事者（日雇に従事するものも、六〇日以上農業に従事するものはこの区分に含めた）に分けた。

(4) 動態として農業労働力の増減、兼業労働力の増減、部落外との流入をそれぞれ明確にとらえるため、表中の*印を付した項は重複して示されている。

先ず農家として継続している三三戸について一七七年間の推移を見れば、昭和二五年に男九一人、女一一一人であったものが、男六三人、女九〇人とそれぞれ三〇%強および二〇%弱の減少である。そしてそれらの就業状況を見ると、一六才以上の労働力人口について、農業従事者は男四三人から二六人へと約四〇%の減少、女六七人から三四人と約五〇%の減少と、極めて高い減少率を示している。これに対して安定兼業従事者は昭二五年には男六人、女二人と僅かな数にすぎなかつたものが、男一人、女一〇人と倍率でいえば二・五倍および五倍という増え方である。この変化の過程は農業労働力の減少が昭和三〇年以

る 農 家 人 口 (継 統 農 家 33 戸)

(B)/(A)	女 子					(D)/(C)
	昭25年(C)	30年	35年	40年	42年(D)	
36.4%	37人	41人	32人	19人	17人	46.0%
200.0	2	3	8	5	3	150.0
70.2	60	50	32	35	34	56.6
233.3	2	3	5	13	10	500.0
33.3	1	1	6	4	6	600.0
0.0	7	11	2	0	0	0.0
—∞—	0	0	0	0	0	0.0
100.0	2	6	17	20	20	1,000.0
68.5	111	115	102	96	90	81.1
60.5	(67)	(61)	(34)	(35)	(34)	50.8
250.0	(2)	(3)	(5)	(13)	(10)	500.0

(単 位) 人

う ち 婿 入 り		女 子 [] 内 は う ち 嫁 入 り				
40~42年	計	昭25~30年	30~35年	35~40年	40~42年	計
0	6	6	2	2	0	10
0	1	1	0	2	0	3
0	1	1	1	0	0	2
0	1	[3] 3	0	[7] 7	[2] 2	[12] 12
(26)	-	(50)	(31)	(24)	(32)	-
1	6	0	1	1	1	3
0	5	[9] 10	[10] 10	[3] 3	[1] 1	[23] 24
1	6	5	17	5	0	27
0	6	2	2	0	1	5
0	3	0	0	1	0	1
(-2)	(-17)	(-6)	(-27)	(+1)	(-1)	(-33)
1	13	2	3	7	1	13
0	0	0	0	1	0	1
1	6	0	1	1	1	3
1	2	0	0	1	1	2
(12)	-	(1)	(1)	(3)	(7)	-
0	1	1	1	0	0	2
2	9	0	1	[2] 2	[4] 5	[7] 8
1	1	0	0	0	1	1
1	1	0	0	0	0	0
(-1)	(+9)	(+1)	(+2)	(+8)	(-3)	(+8)
0	1	[3] 3	0	[7] 7	[2] 2	[12] 12
1	2	0	0	1	1	2
0	0	0	[1] 1	0	0	[1] 1
3	14	[1] 1	[1] 2	[6] 8	1	[8] 12
0	5	[9] 10	[10] 10	[3] 3	[1] 1	[23] 24
2	9	0	[1] 1	[2] 2	[4] 5	[7] 8
1	2	0	0	0	0	0
(-5)	(-27)	(-8)	(-12)	(-5)	(-4)	(-29)
?	17	14	3	3	?	20
0	2	0	0	1	0	1
0	6	0	2	2	1	5
1	13	2	4	2	2	10
? -1	+ 4	+12	-1	+1	? -2	+10

▲ノート▼ 農民階層と農地移動 — 瀬戸内水田集落と関東畑作集落 —

第3・9表 調査部落における

(1) 静態の対比

	男 子					
	昭25年(A)	30年	35年	40年	42年(B)	
16才未満	33人	35人	26人	17人	12人	
16~60才	就業	3	4	5	5	6
	兼業	37	35	34	27	26
	無業	6	6	7	14	14
60才以上	就業	3	0	1	1	1
	兼業	6	6	2	1	0
	無業	0	0	0	2	1
合計	91	90	81	69	63	
(農業従事計)	(43)	(41)	(36)	(28)	(26)	
(兼業従事計)	(6)	(6)	(7)	(16)	(15)	

注. 兼業は恒常的勤務および自営兼の安定的なものに限った.

(2) 変動と流出入

項 目	期首の状態	期末の状態	男子〔 〕内は		
			昭25~30年	30~35年	35~40年
農業労働力	増	新規就業 { 16才未満および就学 → 農業従事	6	0	0
		無業 → 同上	1	0	0
		転職 兼業従事 → 同上	0	1	0
	転入 (不在) → 同上	0	1	0	
	(変化なし) 農業従事 → 同上	(34)	(34)	(28)	
減	*転出	職出 同上 → 兼業従事	2	0	3
		非労働力化 同上 → (不在)	3	1	1
		死亡 同上 → 無業	1	4	0
	転入 同上 → (不在)	3	2	1	
	死亡 同上 → (不在)	0	0	3	
(差引増減)		(-2)	(-5)	(-8)	
安定兼業労働力	増	新規就業 { 16才未満および就学 → 兼業従事	0	4	8
		無業 → 同上	0	0	0
		*転職 兼業従事 → 同上	2	0	3
	転入 (不在) → 同上	0	0	[1]11	
	(変化なし) 兼業従事 → 同上	(4)	(3)	(4)	
減	*転出	職出 同上 → 農業従事	0	1	0
		非労働力化 同上 → (不在)	2	2	3
		死亡 同上 → 無業	0	0	0
	死亡 同上 → (不在)	0	0	0	
	(差引増減)		(0)	(+1)	(+9)
転出入	転入	* (不在) → { 農業従事	0	1	0
		兼業従事	0	0	[1]1
		無業	0	0	0
	転出	16才未満および就学 → (不在)	2	6	3
		*農業従事	3	1	1
*兼業従事		2	2	[1]3	
無業	1	0	0		
(差引増減)		(-8)	(-8)	(-6)	
その他	出生 (不在) → 16歳未満	11	2	4	
	親の分家による減 16才未満 → (不在)	0	0	2	
	無業者の死亡 無業 → (不在)	1	1	4	
	参考 { 死亡	4	3	5	
自然増減	+7	-1	-1		

注. * はそれぞれ重複して記入されている.

降から、兼業労働力の増加が昭和三五年以後にあらわれる点男
女共通である。

ただ農業労働力について二つの点で若干注意を加えたい。一
つはいわゆる老令化といわれる常識とは反して六〇才以上の農
業従事者が（基準を年間労働六〇日以上としたことも作用する
が）、昭和三〇年以降急激に減少して現在では男女共ゼロとな
っていることであり、その点特に女子における無業者の急激な
増加と照応している。その意味ではこの調査地での農業労働力
の質は相対的に上っているとさえいえよう。いま一つの点は、
一六～六〇才の農業労働力の推移が男女で相反する動きを示し
ていることである。男子については昭和二五年の三七人はその
後一〇年間に僅かに三人の減少しか示さず、三五年以降の五年
間にその倍以上の七人の減を示すのだが、女子の場合には最初
の一〇年間に六〇人から三二人へと激減するが、三五年以降は
むしろ若干の増加をさえ示している。従って、全一七年間をと
おして見ればむしろ女子労働力の減少の率が大いのであるが、
昭和三五年以降に限るというならば男子労働力の減少と女子労
働力の保持、いわゆる女性化の進行をいうことが出来る。

以上は五年毎の状態の対比から見た動向であるが、更にその
間の動態を表示した。いくつかの興味ある状況が読みとりうる
が要点を述べよう。主として男子について見る。

農業労働力の減少数は先に見た。その動態を見よう。男子は
この一七年間に四三人に対して九人の追加と二六人の減少であ
る。労働力の隠退と補充とで見れば若年者および無業者（病氣）
からの七人の補充に対して非労働化と死亡併せて一二人の減少
であって差引き五人の減であり、職業移動について見れば、増
加二人に対して兼業化六人、転出五人の減で差引き九人の減、
これらに分家の三人が加わる。つまり男子農業労働力は補充不
足と農外転業の二つの形で減少しており、後者の方が量的に多
いということになる。

それを時期別に見れば、昭和三五年までの一〇年間で補充
七人、隠退一〇人、以後の七年間で補充〇人、隠退二人で、差
引減少数は年当りでは変らないが前期での動きのほげしさが目
立つ。これに対して職業移動は前期一〇年間に増二人、減六人
で差引き四人減、昭和三五年以降は増加〇人に対して減少五人
となつて相対的に労働力の農外流出が強まっている。またこの
時期の三人の分家はいずれも農業労働であったものが兼業化す
るという内容を含んでいるから、後期の動態はより強いといえ
る。とすれば世代交替の中での補充減はほぼ恒常的に進行し、
近年になつて職業移動の形で減少がより強く働きはじめたとい
うことになる。ここでは兼業者としては恒常的勤務者と自営
兼業者とに限って表示したが、これに更にここ二年ほどの間に

急増した日雇いを併せて考えれば、この傾向はより強くなる。

そして総体として見れば昭和三五年から四〇年にかけての減少が最も大きくあらわれていること、また三五年以降農業労働力の追加が全く見られないこと、が男子について指摘出来る。

女子労働力について簡単に触れよう。女子の農業労働力の減少も甚だしいことは先に見たが、その減少の甚だしい昭和三〇〜三五年を見るならば、その主内容は嫁入りと非労働力化とである。ここでは女子労働力の農業からの引上げが見られるといつてよからう。そしてそれ以後はむしろ嫁取りによる補充によって労働力は安定的に維持されているごとくである。男子に見る三五年以降の減少をこの女子における安定が支えていると読めよう。

兼業従事者を見よう。出発点である昭和二五年の絶対数が少ないので増加率は大きく示されることは前に見たごとくであるが、差引き増加総数はこの一七年で男子について九人にすぎない。しかしその動態を見ればより激しい動きが含まれている。つまり二五年当時の六人に対して一七年间に二二人が新たに兼業者となり、二人が減少している。前と同じく新規就業による補充と職掌移動とに分けて見れば、新規就業者一三人、隠退二人で一人の増である。これに対して職業移動では、農業従事者の兼業化六人、転入二人に対して農業へ一人、転出九人

併せて二人の減である。つまりここでの兼業労働力の増加は、

転出の形での可成りの流出にもかかわらず新規就業者の大きな増加によって支えられているといえよう。女子については省略するがほぼ類似の動向を示す。女子の場合は就業者の転出が主として嫁入りの形をとること農業労働力の場合と同様である。

外部との転出入についても簡単に見よう。男子について転入僅か三人に対して転出者は三〇人である。この転出者は先に見た兼業者兼業者の転出併せて一四人と新規転出就業者一四人とを主内容とする。つまり学卒転出者が半ばに近いわけである。

ここで特に分けて表示はしなかったが、新規学卒者男子の動向を時期別に見れば、昭和三〇年以降は農業に従事するものは皆無であつて、自家であるいは転出して農外産業の労働力群にすべて参加している状況が明瞭である。

以上些か繁雑であつたが調査部落の人口の動態を観察した。総括していえば男子における農業労働力の補充皆無と兼業化、新規労働力の兼業化および転出、兼業労働力の転出という状況はここでも可成り激しく進行している。高度経済成長の農村労働力の吸引はここでも大きく作用しているといえよう。

2 個別農家の労働力構成

以上に見たような農業・農村労働力の農外への激しい流出を前提とするならば、岡山の調査地に示されたような農地の流動

化が、ここで見られないという前節に述べた状況は理解し難く思われる。この点での手がかりは上に見た労働力流出の結果が、各個別経営の労働力構成をどのようなものに行っているかを検討することによって得られよう。些か見難いが第三・一〇表に水田規模順に昭和二五年以降の継続農家について一六才以上の就業者を、男子は他出者を含め女子は在宅者のみを年令別に表示した。

表中に×印で示したように男子労働力の流出は可成り甚だし。にもかかわらず殆んど農家には一六と六〇才男子就業者が一〜三人在宅している。例外は女子世帯二戸、隠居的世帯二戸にすぎない。そしてそれら就業者のうちには多くの恒常的兼業従事者がいるのであるが、なお多くの農家で主として農業に従事する男子労働力が確保されている。表示三三戸中二五戸までがそうである。その他の八戸は女子世帯二戸（うち一戸は八アールの非農家的農家）、安定第一種兼業農家四戸（うち三戸は世帯主は四〇才以上、町役場、国鉄永年動統および小企業の課長待遇会社員）、および隠居的兼業農家一戸（公立学校教員を定年退職後私立高校教員）、隠居農家一戸である。そのほかの場合には兼業勤務者のある場合でもいま一人の農業を主とする男子労働力がそれぞれあるわけである。

このように見るならば、前に見た兼業化と転出による労働力

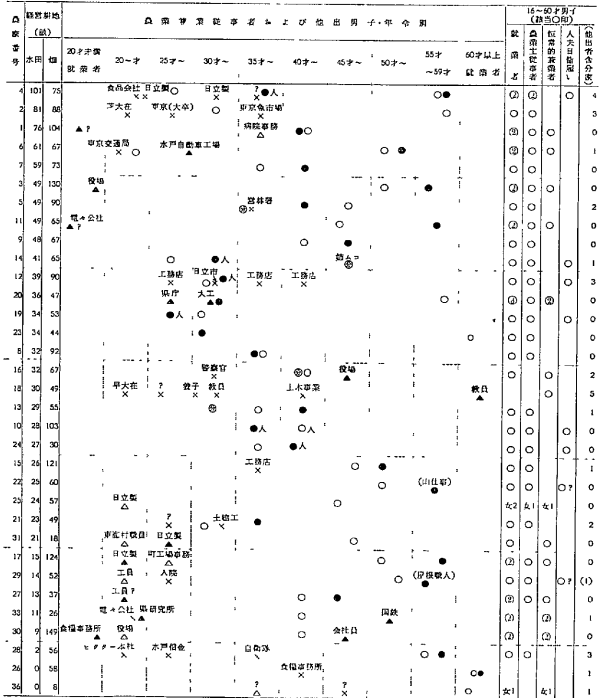
の農外への流出は、個別経営から基幹労働力を失わせる形にまでは進行していないと云えよう。この状況は年令別にその状況を見ると理解しうる。すなわち、現在の農業基幹労働力を構成しているのはほぼ三〇才以上の男子である。この年令から上ではあとつぎが農業に従事し、二、三男が種々の形で他出しているは分家している。昭和三〇年代に入る以前の労働力市場の狭さを示すといえようか。これに対して二〇才代およびそれ以下は殆んどが学卒後兼業に従事するか他出している（二〇代で兼業従事者は一人である）。そしてその勤務先を見ても大企業・官公署が多い。しかしこれらの兼業あるいは転出者は殆んどの場合その父あるいは兄が農業部面の基幹労働力として居るために、その流出が農業経営に影響を及ぼすことは少ない。

つまり、この調査地では兼業化の進行が、岡山の調査地で見つような農地の供給をうながすような程度には進行していないと一応いえる。ところで岡山の場合もよく見れば最近の兼業化それ自体は必ずしも農地の供給を促進する要因にはなっておらず、むしろより以前の戦前からの農外就業指向農家が今の段階での農地の供給者となっているように思われる。この調査地ではこの層に該当するのは18番の農家一戸だけしかない。それ以外の各農家では労働力構成に比して農地が相対的に過剰であると思われる状況はあらわれていない。むしろ最近に盛んになって

第3・10表 個別農家の労働力構成と他出男子(昭42)
 —K部落・継続農家33戸—

(水田耕作規模別)

凡例	自営従事者	兼業従事者	他	出	分	家
	●	▲	×	○		
	○	△	記入セズ			記入セズ



注 1 ●人とあるのは自営を生ずるか、専業人夫日雇に恒常的に出ているといわれているもの
 2 ○とはそれぞれ自営従事者60日に換算したもの
 3 20才未満就業者で△?とあるのは、転任の可能性が強いといわれているもの
 4 自営番号は昭和28年当時の耕作規模別である
 5 最右欄の○は1人、◎は2人、⊙は3人を示す

来た人夫日雇いも、現金収入への指向と併せて農地の相対的不足を示すように見えることは、日雇いによく出るといわれる者が、耕地規模、特に水田規模の多い層には少ないことに示されている。

ところでこの水田規模順に農家を羅列した第三・一〇表では概括的に面白い傾向を看取ることが出来る。つまり、水田規模の大きい極にある農家群と小さい極にある農家群とは世帯主の年齢が比較的高く、従ってそのあとつぎが最近に就業者兼業者となつている割合が高く見え、水田規模から見ると中間層では、世帯主が三〇代、四〇代の中年令である割合が高く兼業者の比率が少なくなつている。そしてこの中間層がごく最近の人夫日雇いの盛行の中心をなしている。

このように見て来ると、この調査地の農家をその労働力構成と兼業指向を併せて次のように分類できるように思われた。

(A)は男子就業者はすべて(多くの場合一人だが)農業に主として従事し、人夫日雇いが少ないもので、これを仮に「農業専業者のみ」とした。

(B)は男子就業者が二人以上で、一人は農業に主として従事し、他は安定的な被傭兼業に従事する「農業専業者と兼業者」。

(C)は男子就業者はすべて(多く一人)安定的兼業に従事する「兼業従事者のみ」。

また、

(D)として男子就業者は一人で、農業に従事して他業を持たないが人夫日雇いに出ることの多いものを「日傭指向農業者のみ」として分けた。

(E)は一戸であるが、在宅者は老夫婦のみで農業労働日数も少ない26番を「隠居農家」とした。

このように分けて、その他の指標と対比して見れば第三・一〇表のごとくであつて、先の観察に照応している。これらの諸農家群が現在どのような意識を持つているかを次に見よう。

(四) 農家の意識——アンケート結果——

ここでは二の岡山県におけるものとほぼ同内容のアンケートを行なつて、経営の指向、農地についての考え方についての各農家の意識をとらえようと試みた。アンケートの内容については説明を略してその集計結果を検討しよう。主として前節末尾に分類して見た農家群別の集計(第三・一二表)について見よう。

まず最初の質問はその家の農業経営の今後の方向および希望についてである。(これには重複回答を求めているので、たとえば「現状をあまり変えようとは思わぬ」なり、「兼業に重点を置いて経営を縮小する」なりに○印をつけると同時に、「水

第3・11表 男子労働力構成と兼業指向を併せての農家分類と他指標との相関

		農業専業者 13戸	農業専業者 と兼業者 8戸*	安定兼業者 の 10戸*	日傭指 向業者 7戸	隠居農家 1戸	計
経営耕地規模	5反未満	0	0	6	2	0	8
	5～10反	6	3	1	2	1	13
	10～15反	5	3	1	3	0	12
	15～20反	2	2	2	0	0	6
経営水田規模	0～1反	1	0	5	2	1	9
	1～3反	5	3	3	2	0	13
	3～5反	4	3	2	3	0	12
	5～7反	1	1	0	0	0	2
	7～10反	1	1	0	0	0	2
	10反以上	1	0	0	0	0	1
現自小作階層	貸付地あり	3	5	2	1	0	11
	自作	5	1	4	3	1	14
	小自作	5	2	3	3	0	13
	小作	0	0	1	0	0	1
旧自小作階層 (昭二〇年)	旧貸付層	4	5	2	1	0	12
	旧自作	2	0	0	0	0	2
	旧小自作	2	1	0	1	1	5
	旧小自作	2	1	1	1	0	5
	旧小作	3	1	3	2	0	9
	昭20年以後新設	0	0	4	2	0	6
男子世帯主の年齢	20代	0	0	1	1	0	2
	30代	4	1	1	4	0	11
	40代	4	2	4	2	0	12
	50代	5	4	2	0	0	10
	60才以上	0	0	1	0	1	2
	成人男子ナシ	0	1	1	0	0	2

注: * 印には成人男子のいない農家各1戸を含み、その2戸については女子労働力の構成によった。

ノット

農民階層と農地移動——瀬戸内水田集落と関東畑作集落——

第3・12表 アンケートへの解答
要約(1) 労働力構成と兼業指向を併せての農家分類

	A 農 13戸	B 農+安兼 8戸	C 安 10戸	D 農+大 7戸	E 専 1戸	計 39戸
1 今後の方向と希望 (解答数) 現状をあまり変えぬ 兼業に重きをなく 水田を増したい 専業を増したい 施設農業を好む 果樹を増したい テラー-耕転機を入れたい 山林を増したい	(12) 6 0 7 4 1 1 0 0	(6) 4 3 0 0 0 1 1	(9) 5 2 4 0 0 0 1 0	(6) 1 3 2 0 0 1 0 0	(1) 0 0 0 0 1 0 0 0	(34) 16 9 17 4 2 2 3 1
2 適当と思う水田価格 (畑のみ解答1戸) (解答不明瞭1戸) (解答数) 完了としておよび財産価値から その平均価格 反応 貸子としておよび収益から その平均価格 反応	(8) 4 40万円 15万円	(5) 2 35万円 25万円	(5) 3 25万円 20万円	(3) 1 40万円 50万円	(1) 0 — 30万円	(22) 10 30万円 12 4 23万円
3 農地貸付で困る点 (解答数) 金欠小作料が安い 実情が合わない 返してもらえない 適当な借手を見付けにくい 貸付けを考えたから困る	(9) 3 2 2 2 4	(6) 2 3 3 0 1	(5) 0 0 1 1 4	(4) 0 1 2 0 2	(1) 1 0 1 0 0	(25) 6 6 9 3 11
4 貸付の条件 (解答数) 小作料が高ければ貸す 3~10年で返るなら貸す 何方ならば貸す 貸付けようと思わぬ	(8) 1 0 4 7	(5) 0 2 2 2	(5) 0 0 1 4	(5) 0 1 2 4	(1) 1 0 0 0	(24) 2 5 3 17
5 その場合の最低小作料(水田) (畑のみ解答1戸) (解答数) 平均反応	(4) 5,300円	(4) 8,100円	(1) 5,000円	(1) 10,000円	(1) 5,000円	(11) 6,900円
6 農地借入れで困る点 (解答数) 小作料が安い 地主都合で返さねばならぬ 返当が借手がない 借入れを考えたから困る	(7) 2 1 3 3	(5) 0 2 2 3	(6) 1 0 2 3	(3) 0 1 2 0	(1) 0 0 0 1	(22) 3 4 9 10
7 借入れについての考え方 (解答数) 小作料 耕転機強化なら借りぬ 高くとも水田ならば借りぬ 便利な物 高くとも借りて欲はない 契約期間内は存続するなら借りぬ 借入れようと思わぬ	(7) 1 4 3 2 2 0	(5) 1 2 0 0 3 0	(6) 0 3 0 0 4	(5) 1 4 0 0 0 0	(1) 0 0 0 0 0 1	(24) 3 13 3 1 2 8
8 その場合の契約期間 (解答数) 平均	(4) 8.5年	(3) 9.3年	(3) 4.3年	(1) 10年	(0) —	(11) 7.7年
9 その場合の最高小作料(水田) (畑のみ解答1戸) (解答数) 平均反応	(3) 5,100円	(3) 5,500円	(3) 8,300円	(1) 10,000円	(0) —	(12) 6,500円
10 子供たちの職業について (解答数) 1人は農業に従事してほしい 自由にまかせたい	(9) 6 6	(5) 4 3	(9) 2 7	(5) 0 5	(1) 0 1	(29) 12 22
11 農地の相続について (解答数) 出ればあととり1人にまかせたい 息としてあととり 他は兼業と必要な農地 物等に分けたい 子供たちの判断にまかせたい その他(農地を所有しない)から考えぬ	(8) 4 2 0 3 3 0	(5) 4 1 0 2 0	(8) 4 0 0 3 1	(5) 1 0 0 3 0	(1) 0 0 0 1 0	(27) 13 2 2 12 1
以上全く解答のないもの	1戸	2戸	1戸	1戸		5戸

注 1 上欄の区分は Aの農家は「自営可従者のみ」 Bの農+安兼は「自営可従者と兼業者」、Cの安兼は「就農従業者のみ」、Dの農+大
夫は「自営指向自業者のみ」、E 専は「専居農家」 その内容は本文で見られたい

2 無答数とそのうちの各項目の計とが一致しないのは置換解答の越平であるからである 以下第 3 13、3 14 表も同じ

田を増したい」にも〇印がついている場合が非常に多かった。) 最も多い回答は「水田を増したい」の項で、解答者の半数がこれに〇印を付している。そして農家類型を分けて見てもいすれの類型についてもこの希望は高い比重を示している。水田に対する要請はここでは一般に極めて強いといえようし、このことは後の項目でも示されている。この状況の中では供給はあらわれ難いであろう。

次に多い答は意外にも「現状をあまり変えようとは思わぬ」であった。可成り沈滞的なこの畑地帯でこのような答が多いのは意外であったが、類型を分けて見るならば、数では水田規模の大きい層を含むA「農専」層に多く、解答数に対する割合はB、Cの安定的兼業者を持った層にやや高い。そしてDの「農十人夫」層では僅かに一件である。この層の不安定度がうかがわれる如くである。これらに比して一段と少ないが「兼業に重点をおく」という答も可成り多い。この答えはB、Cの現在安定兼業を持つものだけでなく、Dの人夫日雇いに出ている層からも出ている。そして相対的にBおよびD層が更に兼業に傾斜しようという姿勢があらわれている。この答えがA「農専」層に全く見られないことは、「野菜作を増したい」等という答えがA「農専」層に限られていることと併せて象徴的であり、この地域での農業生産を担おうとする主体の所在を暗示するよう

である。「施設園芸」「果樹」と「耕耘機」「山林」とも強いといえ、集約化への方向と粗放省力化への方向との差を示すものかもしれない。

次に耕地価格について、売手として考えたか買手として考えたかを併せて質問した。これは後の小作料水準についての質問と同じく答えにくいもののように、解答数は少ないがある程度の解釈は出来よう。売手として考える件数と買手として考える件数とはどの類型でもほぼ半ばずつであって、今の所ある農家類型は買手としてまたある農家類型は売手としての意識を持っているとはいえない。価格についても売手として考える場合と買手として考える場合とで、前者の方が高く示されるけれども、その差はそれほど大きくない。ただA「農専」層では売手として平均四三万円に対して買手として考える場合の平均一五万円の開きは可成り大きい。後に見るように農地評価の差異は、ここでの農家類型毎にとらえるよりも別の指標で分類して見る方が実態に近いのかもしれないが、農業専業者として農業収益から算出する地価はそれほど高くはありえないというこの地域での状況を示すともいえずである。少なくとも此処では専業農家が高い生産性を基礎にして強力な土地用益への需要者として立ちあらわれる姿は見出し難い。

ところで、次の農地の貸借についての答えは面白い。「貸付

けに際して困る点は？」という質問に対しては、A、B両層が「可成り積極的に答えてある程度の関心を示していることが他の層と対比的であり、ここでは「返してもらえない」が最も多いが、「公定・実納小作料が安い」とするものもそれぞれ多く併せれば最も多い。実際の貸付条件についての質問には「小作料が高ければ貸す」よりは「五—一〇年で返るならば貸す」の方がが多い。この実際の貸付条件への答えでは、前項の答えとは異なってA「農専」層の答えの殆んどは「貸付けようとは思わぬ」となっている。貸手としての水田小作料としては五千円から一万円の水準が考えられている。

借入れに移ろう。「農地の借入れについて困る点」についての質問に対しては、それぞれの項目に答えが散っているが、各階層にわたって多いのは「適当な貸手を見付けにくい」という答えである。これを「貸付けについて」の「適当な借手を見付けにくい」という答えの比重の低さと対比するときに、この調査地での土地要求の一般的な強さを見ることが出来る。そしてその土地要求が特に水田に対してのそれであることは、最初の設問もさることながら、次の「借入れについて」の考え方の中で、「高くとも水田ならば借りたい」の答えが各階層で示され、全体として圧倒的に高い比重を示していることでも明らかである。ところで借入れについては、今の水田についてを別にすれ

ば、その他の答えをしているのは殆んどがA「農専」層であるといつてよい。「便利な畑なら借りたい」「ともかく借りて扱いたい」という希望は専らこの層から出ているし、「契約期間内は作れるならば」という答えもまた農業に専念する立場で、土地所有者の「確実に返してほしい」という気持との妥協点を求める気持のあらわれとして、僅かであってもこの層でだけ〇印がつけられた点を評価したい。このことは契約期間についての少ない解答の中からも伺われる。A、BおよびDの男子が農業に主として従事する農家でのほぼ一〇年という答えは、Cの兼業層の平均四年という答えと対比的である。支払い小作料については先の貸付け小作料に比べてやはり低く示されているが、先と同じくこの場合もA「農専」層の評価が最も低い。この層のこの土地用益評価をD「農十人夫」層の高い評価と対比するならば、ここで貸借をとおしての農地流動化があらわれた場合のその流動先とそこでの地代評価の態度とは予想出来そうに思われる。

最後に「子供達の将来」および「農地相続」についての答えを見よう。子供たちの職業は本人に「自由にまかせたい」とする考え方が全体として多いが、比較的規模の大きいA、B両層では「一人は農業に従事してほしい」という答えも半ばを占め、そのうちには両方の答えに〇印を付したものが五件もある。世

地主の希望と本人に任すべきとする考え方との矛盾に苦しむ姿があらわれざるを得なかったのである。これに対して「相続」については「出来ればあと一人にまかせたい」とするものが「子供達の判断にまかせたい」とするものをやや越える数を示している。「主としてあととりに」を前者に併せ、「均等に」を後者に併せたときも、あととりに優先相続の希望は全体としてやや優勢であることが出来る。

以上、主として第三・一二表の農家類型区分によって見た。更に第三・一三表に耕作水田規模別に、また第三・一四表に旧自作階層別に集計したものを示した。水田規模別のそれは必ずしも明瞭な傾向は示さないように思われるが、このアンケートに全体として示された土地、特に水田に対する要求が相対的には水田規模の零細な層に強いという状況が各項目から読みとられる。また旧自作階層別の集計からは、農地改革時に貸付地のあった旧貸付層と旧自作層との間には、農地に対する考え方の若干の違いが見られることが示されるようである。たとえば農地価格についても旧貸付層は売手として資産として評価する立場が強く、また売手としても買手としてもほぼ同水準の三五万円近くという評価を示すが、旧自作層の場合には専ら買手として評価し、その平均評価は一六万円という開きを見せている。また旧貸付層は農地貸付けについて積極的に意見を示して

いるが、借入れについては水田への希望を別とすれば旧自作層が関心を示している。そして契約期間についても旧自作層の示す一〇年以上という数字は旧貸付層の六、六年と対比的である。先に見た農家類型とこれらの諸分類との相関は前出の第三・一四表を見られたい。

(四) むすび

以上に茨城県調査地における状況の概略を述べた。二に見た岡山県の状況とは可成り異なっているといえよう。それはどのような点なのかをとりまどめて考えて見よう。

ここでの特徴は農地の極端な非流動性であるといえる。それは何故なのか、がここでの検討の主眼であった。最近の農村労働力の流出および兼業化が農地の流動化を高めるであろうとするのが常識的な推論である。ここではそれはどうか。

労働力の流出・兼業化はこの調査地でも明らかに可成りの程度に進行している。ただ、個別農家に立入って見るならば、その動向は個別経営を縮小させるまでの作用をここでは殆んど果たしていない状況が示された。多くの経営体はなおその基幹労働力を保持している。その限りでは農地流動化を促進する一方の条件としての農地の供給者層がここでは形成されておらず、むしろ農家群は全体として農地特に水田に対する強い需要を内

第3・13表 アンケートへの解答
要約(2) 水田規模別区分

	0-1反 (水0) 9戸	1-3反 13戸	3-5反 12戸	5-7反 2戸	7-10反 2戸	10反以上 1戸	計 39戸
1 今後の方向と希望							
(解答数)	(7)	(11)	(11)	(2)	(2)	(1)	(34)
現状をあまり変えぬ	6	2	6	1	1	0	16
減産に重点をおく	3	3	5	0	1	0	9
水田を増したい	0	1	4	0	1	0	7
新設備を増したい	1	0	1	0	0	0	2
施設設備を拡げたい	1	0	1	0	0	0	2
規模を増したい	2	0	0	0	0	0	2
クレーン新設備を入れたい	3	0	0	0	0	0	3
山荘を増したい	0	1	0	0	0	0	1
2 適当と思う水田価格							
(解答数)	(3)	(4)	(11)	(2)	(1)	(1)	(22)
基準として および引当価値から	0	2	5	1	1	1	10
その平均価格 反当	—	不明	37万円	(相0万円)	30万円	50万円	38万円
其中として 水よび収縮から	—	—	—	—	—	—	—
その平均価格 反当	21万円	15万円	27万円	25万円	—	—	23万円
3 農地貸付けで困る点							
(解答数)	(4)	(5)	(11)	(2)	(2)	(1)	(25)
公定小作料が安い	2	0	1	1	0	1	6
実納小作料が安い	0	1	4	1	0	0	6
減してもらえない	2	0	2	0	1	0	5
適当な借手を見付けにくい	1	0	2	0	0	0	3
貸付けを考えぬから困らぬ	2	4	4	0	1	0	11
4 貸付けの条件							
(解答数)	(4)	(4)	(11)	(2)	(2)	(1)	(24)
小作料が高ければ貸す	1	0	1	0	0	0	2
5-10反程度で限るなら貸す	3	0	3	1	0	0	5
同方ならば貸す	1	0	1	0	1	1	3
貸付けようと思わぬ	3	4	7	1	1	1	17
5 その場合の最低小作料 (水田)							
(解答数)	(2)	(0)	(6)	(2)	(1)	(0)	(11)
平均反当	5,000円	—	6,400円	10,000円	10,000円	—	6,900円
6 農地借入れで困る点							
(解答数)	(4)	(5)	(9)	(2)	(2)	(0)	(22)
農納小作料が安い	1	1	2	0	0	0	3
地主都合で減さねばならぬ	0	1	2	0	0	0	4
農納を増したくない	2	3	4	1	1	0	9
借入れを考えぬから困らぬ	2	1	3	1	2	0	10
7 借入れについての考え方							
(解答数)	(5)	(7)	(9)	(2)	(1)	(0)	(24)
小作料 耕作機械化なら借りぬ	0	1	2	0	0	0	3
高くとも水田ならば借りない	3	6	3	1	0	0	13
＊ 保持を望む	1	1	0	1	0	0	3
＊ とまかく借りて返付たい	0	0	1	0	0	0	1
契約期間内は作れるなら借りない	0	1	1	0	0	0	2
借入れようと思わない	2	2	3	0	1	0	8
8 その場合の契約期間							
(解答数)	(2)	(3)	(4)	(2)	(0)	(0)	(11)
平均	4.5年	11年	7.3年	6.5年	—	—	7.7年
9 その場合の最高小作料 (水田)							
(解答数)	(2)	(3)	(5)	(2)	(0)	(0)	(12)
平均反当	7,500円	11,700円	5,900円	6,000円	—	—	6,500円
10 子供たちの職業について							
(解答数)	(7)	(7)	(10)	(2)	(2)	(1)	(29)
1人は農業に従事してほしい	3	2	3	0	1	1	12
自由にまかせたい	5	7	7	2	2	1	22
11 農地の相続について							
(解答数)	(7)	(6)	(9)	(2)	(2)	(1)	(27)
出戻ればおとり1人にまかせない	4	4	2	1	1	1	13
主としておとり 借は義務と必要た農地	0	0	1	1	0	0	2
約めに付けない	1	1	0	0	0	0	2
子供たちの意向にまかせない	2	3	6	0	1	0	12
その他 (農地を所有しないから考えぬ)	1	0	0	0	0	0	1
以上に全く解答のないもの	2戸	2戸	1戸				5戸

第3・14表 アンケートへの解答
要約(3) 旧自作小作階層区分

	旧住付階 12戸	旧自作 2戸	旧自作 5戸	旧自作 5戸	旧小作 9戸	新設農家 6戸	計 39戸
1 今後の方向と希望							
(解 答 数)	(12)	(2)	(3)	(4)	(8)	(5)	(34)
現状をあまり変えぬ	6	1	1	1	3	4	16
経営に苦衷をなく	5	0	1	1	1	1	9
水田を増したい	6	1	1	2	5	2	17
新農作を増したい	2	0	0	0	0	0	4
高産高収も増やしたい	1	0	0	1	0	0	2
水田を増したい	0	0	0	1	1	0	2
テラー—新設備を入れたい	0	0	0	0	3	3	3
山林を増したい	0	0	0	0	1	0	1
2 適当と云う水田維持							
(解 答 数)	(10)	(1)	(3)	(3)	(3)	(2)	(22)
理想として、および耕作価値から	6	1	0	2	0	1	10
その平均価値 反当	35万円	50万円	—	40万円	—	不明確	38万円
理想として、および収益から	4	0	3	4	3	1	12
その平均価値 反当	34万円	—	23万円	12万円	16万円	15万円	23万円
3 農地貸付で困る*							
(解 答 数)	(12)	(2)	(3)	(3)	(2)	(3)	(25)
公定小作料が安い	4	0	1	0	1	0	6
実効小作料が安い	5	0	0	0	0	0	6
減しても構わない	6	1	2	0	1	0	9
適当な借手を見付けにくい	1	0	0	1	1	0	3
貸付料を考慮せぬから困る	2	2	1	2	1	3	11
4 貸付料条件							
(解 答 数)	(11)	(1)	(3)	(3)	(4)	(2)	(24)
小作料が割れば貸す	0	1	1	0	0	0	2
5—10坪で居るなら貸す	4	0	1	0	0	0	5
四方ならば貸す	3	0	0	0	0	0	3
貸付料よと思われぬ	5	0	2	3	4	2	17
5 その場合の最低小作料(水田)							
(解 答 数)	(7)	(1)	(1)	(1)	(1)	(0)	(11)
平均反当	7,900円	8,000円	5,000円	3,000円	5,000円	—	6,900円
6 農地借入れて困る*							
(解 答 数)	(9)	(0)	(3)	(3)	(4)	(3)	(22)
農地小作料が安い	0	1	1	2	0	0	3
地主都合で減さねばならぬ	2	1	1	0	2	0	4
適当な貸手がない	1	1	1	1	4	1	9
借入れを考慮せぬから困る	7	1	1	0	0	2	10
7 借入れについての考え方							
(解 答 数)	(8)	(1)	(3)	(3)	(5)	(4)	(24)
小作料・借付権強化なら借りぬ	0	0	1	1	1	0	3
高くとも水田ならば借りぬ	3	1	1	0	5	3	13
* 借付権強化 *	1	0	0	0	2	0	3
ともかく借りて返す	0	0	0	1	0	1	2
契約期間中は作れるなら借りない	4	0	1	1	0	0	6
借入れようとは思わぬ	0	0	1	0	0	2	3
8 その場合の契約期間							
(解 答 数)	(5)	(0)	(1)	(0)	(3)	(2)	(11)
平均反当	6.6年	—	10年	—	11.3年	4年	7.7年
9 その場合の最高小作料(水田)							
(解 答 数)	(5)	(0)	(1)	(1)	(3)	(2)	(12)
平均反当	7,500円	—	2,000円	3,500円	5,500円	10,000円	6,500円
10 子孫たちの職業について							
(解 答 数)	(11)	(1)	(2)	(4)	(5)	(5)	(29)
1人は農家に従事してほしい	6	1	0	1	3	1	12
自由にするべき	7	1	2	3	4	4	22
11 農地の借付について							
(解 答 数)	(10)	(1)	(3)	(3)	(5)	(5)	(27)
出来ればおとり1人にまかせない	4	1	0	1	5	2	13
主としておとり 性は数個と必要な農地	2	0	0	0	0	1	2
均等に分配し	4	0	3	2	2	1	12
7農地の借付にまかせない	0	0	0	0	0	1	1
その他(農地を所有しないから考えぬ)	0	0	0	0	0	1	1
以上に全く回答のないもの			2戸	1戸	1戸	1戸	5戸

包している。

しかし、農地流動化が見られない条件を土地供給の不存在だけからいうことは出来ない。供給は他方の需要との対応であられるからである。農地特に水田に対する強い需要がここに存在することは明らかに示されているが、問題はその需要の質にある。ここではこの需要は一般的であるが、相対的にはむしろ規模の大きい専門的経営よりはむしろ零細な兼業に傾斜した農家層に多い。そして農地に対する価値評価も需要者としての

専門的経営にあつてはかえって低い。つまり農地の供給を呼びおこすような農業経営の高生産力高収益性に基づく強い需要がここでは存在していないといえる。この点は畑地率の高い、従つて水田の乏しいこの地域の特性ともいえるかもしれない。すなわち、岡山の例で見られたような高水準の水田経営の成立はここではあらわれ難い。それは一方では水田の諸条件の劣悪さもあるが、他方では分散して零細に保有された水田を、しかも水田需要のこれほどに強い場所、どのような形であれ集中して経営する形をとることは至難であるからであろう。ところで、畑地率の高いこの地区で農業経営の展開が見られないかといえはそうではない。それはたとえばビニールハウスを主とする施設園芸としてもあらわれているし、高い技術水準をもつてのメロン栽培等の形をとつてもあらわれている。ただここでの畑地

についての経営的展開は、今の所この戦後になつて普通畑作から蔬菜園芸への転換を模索しつつある地域では、未だ経営耕地規模の拡大への要求となつてはあらわれて来ずに、技術水準の上昇、販売経路の確保、資金への需要、等に向つてゐる。要約してゐるならば、農地流動化を生み出す一方で農地供給者層も、他方での一般的な土地要求と競争して打勝ちうる農地需要者層も、いずれもがここでは生み出されていないことが出来る。

このような状況はこのU町のうちで一般的だとは思われない。久慈川沿いの広い水田地帯での状況は岡山と類似のものがある。また町場での兼業農家層は農地供給者としての性格を強めてゐるであらう。しかしこの調査部落で見られた状況も、畑地帯のかつて大・小麦、甘藷、なたね等を中心とする普通畑作から、蔬菜園芸なりその他の作目への転換に模索してゐる多くの地域に共通のものをもつてゐるのではないかと思われる。